

江戸時代における呉服注文の 具体的プロセスに関する研究

Research on the process of production of kimono in Edo period

長崎 巖

Iwao Nagasaki

1. 研究目的

本論文は、科学研究費補助金（基盤研究C「近世呉服注文・制作に関する研究」（2013年～2015年）により得られた研究成果の一部を纏めたものである。

本研究の目的は、近世服飾史研究にとって基礎的情報として必須の重要性を持ちながら、これまでその研究がほとんど行われてこなかった、江戸時代の呉服商における呉服の受注・制作・納品の工程を明らかにすることである。すなわち、(1) どのような場所で、どのような手順で受注し、(2) どのような台帳や仕様書を作り、(3) どのような職人が、どのような手順で制作したのか、(4) 制作に際してはどのような下図や作業指示書が制作されたのか、(5) 呉服制作後はどのようにして価格を設定し、納品と代金請求はどのようになされたのか、(6) また納品と代金請求などに際しては、どのような書面が取り交わされ、(7) 以後の活用を目して、記録のためのどのような文書を保管し、あるいはどのような文書が新たに作られたのか、などを江戸時代の呉服商雁金屋、三井越後屋ほかの未解読資料を中心的に使用し、解明する。

なお「呉服」とは、日本の伝統的衣装のこと

で、特に近世以降は小袖系の衣服（広義の小袖）のうち高級な衣服を指す言葉として使われていた。江戸時代には、紬・木綿などの織物あるいはこれらで仕立てられた小袖系衣服を「太物」と称したのに対し、絹織物・上布、及びこれらで仕立てられた小袖系衣服を「呉服」と称した（註1）。

2. 江戸時代における衣服調達の基本的形式

江戸時代における、衣服の調達は、着用者の経済力に応じて下記の三種の状況に分類できる。

(1) 紬を除く平絹・縞子・綸子・縮緬・絹縮などの絹地、及び上布（苧麻）を生地とする小袖（註2）は、ほぼすべて注文生産であった。これらのいわゆる「呉服」の主たる着用者は、武家の男女、及び上層町人の男女であるが、公家の女性については、江戸時代後半、18世紀後半から19世紀前半にかけて、儀式以外の日常生活においては小袖の着用が一般化していたと推測される。

(2) 主に農村部、漁村部在住の庶民は、生地として用いる紬・木綿を購入または自製し、みずから小袖を仕立てていたと考えられ、また都市在住の下層の町人も、このような生地を購

入して小袖をみずから仕立てたり、廉価な小袖を購入したりして着用していたと考えられる。

(3) ただし、浮世絵の風俗描写からは、都市在住の下層町人向けに越後屋の太物店などで木綿や紬で仕立てた既製の小袖を販売していた可能性が窺われるほか、行商人である「振売り」が同じく既成品の安価な太物小袖や古着の小袖を販売していた可能性もある。

このように江戸時代の衣服の調達法は 3 種あるが、本稿で発注・受注・制作・納品の具体的な工程を明らかにしようとするのは、上記の(1)に当たる武家や上層町人の衣服(呉服)である。

3. 身分・性別で異なる発注工程

本章では、呉服の発注の具体的過程を身分と性別に分けて明らかにする。

3-1 武家男性

三井文庫本館(史料館)(註3)に所蔵されている呉服商越後屋関連資料の中には、江戸時代の呉服商であった越後屋が行った、呉服の受注・制作・納品といった一連の過程に関わる貴重な資料が多数含まれている。中でも、越前松平家からの呉服注文に関わる資料(表1)からは、大名武家の呉服注文の実態をうかがうことができる。

一般に、婚儀に用いる衣裳に関するものを除

けば、男性の呉服注文に関わる資料は女性のそれに比してはるかに少ないが、越前松平家と越後屋との間で交わされた呉服の注文、制作、納品に関する記録からは、大名級の武家において、御納戸係(管財担当者)が、藩主や奥方の呉服類全般を管理し、必要に応じて呉服商に発注していたことがわかる。

表1に示した7書は、宝永5年9月13日の越前松平家の松平吉邦(宝永7年に八代藩主に就任)と日野西中納言家の梅君との婚礼(註4)に伴う呉服注文の過程で制作された台帳類である。このうち、記載されている個々の呉服が他の6書に記載されている呉服と重なる「松平兵部太輔様御用呉服物御用帳」の表紙には、表題とともに、受注者である越後屋(京都本店)の中西奥助から、発注者である越前松平家の役人、橋本次郎兵衛・白崎矢右衛門・前田五右衛門への宛名書きが見られる。

本資料は、各呉服の記述の詳細、及び他の6書との記述内容の比較から、注文された各呉服が完成した後に、これらをまとめて一つの台帳に転記したと推測されるもので、松平家に対する請求台帳の写しであると考えられる。それは、注文された呉服の個々を特定できるように、それぞれの呉服について、生地や模様、加飾の概要が記されているほか、各個の請求代金とともに項目ごとにそれらを集計した小計と、それらの小計を合計した中計や、さらにそれらの総額も記されていることから、推測できる(註5)。

また同じく三井文庫本館(史料館)所蔵の「御注文雛形留帳」は、正徳2年(1712)中に越前松平家から越後屋に出された呉服注文に対し、越後屋で松平家に具体的仕様を提案するために制作されたものであるが、記載されている呉服はいずれも女性用である。そのうち、越後屋が正月3日に注文を受けた小袖3反、帯2筋については、正徳元年(1711)11月21日付で松平家の御納戸役、竹多宇左衛門より同家京都留守居役の本多武兵衛に宛てた書状の内容が転記されている。

表 1

三井文庫本館(史料館)所蔵・越前松平家婚礼関係資料	制作年
松平兵部太輔様御用呉服物御用帳	宝永6年か
御呉服物藍色仕提帳 御屋敷へ道儀御控	宝永5年子2月26日
御呉服物内領り帳	宝永5年
御呉服物御渡目録	宝永6年丑7月5日
御召御婚礼御用呉服物帳	宝永6年
御密前并御次御婚礼御用呉服物帳	宝永6年
七夕御帷子御題形御注文写	宝永6年

そこには、「右は御前様御召ニ候間随分念入出来辰三月十日までに越前着候様ニ御申付可有候」「追而御注文あらまし如此候間其元ニ而呉服師ともに御相談被成宜様ニ出来候得て指可被下候ケ様之もよふ物は御注文相調様不案内ニ候間宜出来候様ニ御申談可被成候」と記されており、「御前様」は、一般的に大名などの夫人を指す言葉である。

本書状は、越後屋に伝えるべき内容を、御納戸役から京都留守居役に申し送ったものであるが、文中に「ケ様之もよふ物は御注文相調様不案内ニ候間」とあって、女性用呉服の注文は不慣れであると述べており、御納戸役は普段は男性用の呉服調達に関わっており、女性用の呉服の調達には不慣れであったと推測される。

松平吉邦の婚礼に関しては、呉服の発注から納品に至るまで、越後屋の担当者である中西奥助と松平家の担当者である橋本次郎兵衛、白崎矢右衛門、前田五右衛門の間でやり取りがなされているが、通常は男性用の呉服注文は御納戸役の竹多宇左衛門が行い、この時期、松平家のこの3名は、特に松平吉邦と梅君との婚礼のために担当者とされていたのかもしれない。

なお、下級武家の呉服注文においては、呉服商の番頭や手代が武家屋敷に出向き、御用聞きをして発注を受けた可能性もある。それは、元禄11年(1698)刊の『新板和国ひいなかた大全』の正徳6年(1716)の再版本である『雛形注文帳』(註6)に、武家屋敷の縁先で呉服商の御用聞きと用人と思われる武家男性がやり取りしている図中に、「もやうハ是が 當流てござります」(御用聞き)、「注文帳御氣ニ入申たゆへ其許へ申付る 念を入頼申ぞ」(武家男性)とある(図1)ことから推測される。ただ、二人の台詞が言葉遣いに不自然でチグハグな点が見られることから、描かれた場面そのものは、幾分信憑性に欠ける。



図1 『雛形注文帳』 正徳6年(1716)刊

3-2 武家女性

前出、越前松平家における越後屋への呉服注文に見られるような、女性用の呉服を江戸表の納戸役が呉服商に発注する事例も見られるが、多くの大名奥向きや上流武家の奥向きでは、一般的には、奥様付き、姫様付きの老女、または呉服管理担当の女性が男性の場合の御納戸役同様、主人の呉服類及び奥仕えの女性たちの呉服類全般を管理し、必要なものを呉服商へ発注していたと考えられる。

徳川秀忠夫人(江)付きの老女が、当時の有名呉服商雁金屋にこれらを発注した際の呉服注文書に、その様子をうかがうことができる。

雁金屋尾形家は、桃山時代から江戸時代中期にかけて活躍した呉服商で、三代宗伯(寛永8年<1631>没)が浅井長政の愛顧を得たことを縁として、その三人の娘である豊臣秀吉側室淀殿(茶々)・京極高次正室常高院(初)・徳川秀忠正室崇源院(江)から呉服注文を受けるよ

うになったといわれる。またこれらの人々のほか、秀吉の正室高台院（おね）・豊臣秀頼・徳川家康・秀忠などからの呉服注文も知られている。その後、宗伯の長男宗甫が継いだ雁金屋と、宗甫の異母弟である宗謙が継いだ雁金屋は、ともに秀忠と崇源院の娘で後水尾天皇の中宮となった東福門院（和子、1607～78）の呉服注文を受けていた。

大阪市立美術館所蔵の雁金屋呉服関係文書（註 7）のうち、万治 4 年（1661）と寛文 3 年（1663）の墨書を持つ「御画帳」は、同じく川島織物所蔵の寛文 4 年（1664）の墨書を持つ「萬御呉服繪之留帳」（註 8）とともに、東福門院及びその周辺の女性のための呉服注文を受け、制作されたもので、受注台帳のような性格を持ち、収録されている小袖や帷子は、当時実際に制作されたと考えられる。

「御画帳」は、小袖形の輪郭を描き、輪郭内及び袖下の余白に、生地や地色、模様各部の加飾技法などを記すほか、着用予定者と考えられる人名や、出来上がり日または納品日と考えられる日付を記すが、それらの記述の内容は、

女三宮様御地るい類なし御地へに菊あかいと
白いと一たんませから花あかいと白いと金し
やきいとにてすかしの御ぬいく以上、小袖図
の右脇>

卯月朔日<以上、小袖図の左脇>

のように比較的簡略なものから、

御臺様 御地りうもん御ちあかへにかのご雪
嶋の内くろへにかのごふちはくきくはこんと
白にてこんの菊よふはきいとの御ぬいなかの
菊ハあさきかのごしわけむらさきいとのぬい
白ノ菊のハむらさきいとにてぬいしんはかり
銀はくく以上、小袖図の右脇>

白ノきくノなかノきくハへた金糸 きくノ大
さ九寸三分十六之分しんノきく大さ四寸十二
之分三月六日<以上、小袖図の左脇>

のように詳細なもの、また「くろへにかのごきんしや」「くろへに」などの書き込みを小袖図中に記すものなど、各個によってまちまちである。

このように仕様に関する記述が非常に具体的であるとともに、その詳細さが着用予定者によって異なることから、呉服商の受注担当者が、着用予定者に近い人物（老女や女中など）を介してそれぞれの着用予定者に仕様について希望を聞いたり、具体的提案をしたりといったやり取りを行っていたと推測される。

「東福門院御用呉服書上帳」と俗称されている延宝六年の「女院御所様御用御呉服諸色調上申付之御帳」（註 9）も、同じく尾形光琳の生家雁金屋（尾形宗謙家）に伝わった資料である。本資料には意匠図が伴わないため、「御画帳」や「萬御呉服繪之留帳」とは異なり、制作された小袖の内容は、それぞれの記述から推し量るしかないが、「御画帳」「萬御呉服繪之留帳」に収録されている小袖類とはほぼ共通する内容の小袖類が注文されたことが分かる。注文を受けた呉服の制作が完了し納品されたのち、納品した呉服と代金を記録としてとどめるために作られた台帳と推測され、呉服商での帳簿としての役割が、呉服制作のための仕様台帳と推測される前 2 者とは異なるとはいえ、呉服の受注から制作、納品というプロセスの中で、前 2 者の使用に連なる工程で使われたと考えられる。

雁金屋呉服関係文書には、徳川秀忠夫人（江・崇源院）付きの老女から雁金屋への呉服の発注に関連する文書として、「徳川秀忠大奥呉服注文書」と呼ばれている資料と「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」と呼ばれている資料があり、「徳川秀忠大奥呉服注文書」と呼ばれている資料は、制作年未詳ながら、注文内容や着用予定者が「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」とほとんど同じであることから、これらはほぼ同時期に制作されたと判断できる。

このうち「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」は包み紙に「慶長十九年あとさま御あつらへふん」と記すものと、「女院様御用之節江戸様よりこふく代下しおかれ候御ちうもんとも也」と記すものの二種がある。

このうち前者は、慶長 19 年 (1614)、江戸から発注された將軍秀忠や大御所家康の呉服注文のほか、男性向の呉服注文を中心に、御臺所の呉服注文なども記したものである。その文末には、「以上 二月二日御かきたてうけとり申候」と記されており、記されている呉服が江戸城大奥の老女から書面をもって発注されたことがわかる。

一方後者は、元和 2 年 (1616) に、東福門院のための呉服注文を受けた際に、江戸から受けた秀忠・家康等の親族男性、及び御臺所やその娘たち、また幼い親族たちのための呉服注文を、ともに記したものである。

文中に「一 大御所さま 御おひ 十すち いろいろに ちしろハ御いや」という記述が見られることから、大奥の婦人たちの注文を仲介した老女が、男性である家康のための呉服注文に関わることがあったことが分かる。前述、越前松平家における藩主の呉服注文に関わる担当者が奥方の呉服注文にも関わっていた事例と逆のケースであり、興味深い。また男性の呉服注文では御納戸係は藩主の呉服と奥方の呉服のみに関わっているが、大奥では仕えている女中衆の呉服や贈答用の呉服をも発注している点が対照的である。

このほか、雁金屋関係文書には、元和 9 年に東福門院自身とこれに仕える女性のために注文された呉服、及び贈答用に注文された呉服の代金を請求するのに伴って、寛永元年に書き上げられた「女御様御めしの御ふく 同 御つかいこそて上申候帳」のほか、慶長 16 年以降、江戸大奥の老女刑部を介して行われた呉服代金支払いに関するの受け取りの控類なども、多く含まれている (表 2)。特に代金の請求や支払いなどに関しても老女または呉服担当係の女性

を通じて行っていることは、注目される。

なお、「3-1 武家男性」の項で述べたように、婚礼衣裳については、藩主の呉服のみならず新婦用の呉服やお付の女性たちの呉服についても、男性の用人を介して発注が行われていた。

三井文庫本館 (史料館) 所蔵の「宝永五年子二月二十六日」の墨書を持つ「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控」は、表題と表記の内容から、前記の婚礼に伴う呉服の制作の過程で、

表 2

「小西家旧蔵光琳関係資料とその研究」 における名称	制作年
雁金屋受取啓控	慶長 16 年 7 月 11 日
徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書	慶長 17 年 10 月 27 日
徳川秀忠大奥老女刑部支払書	慶長 18 年 6 月 21 日
徳川秀忠大奥老女呉服注文書	慶長 19 年
徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書	元和元年 9 月 19 日
徳川秀忠大奥老女呉服注文書	元和 2 年
徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書	元和 2 年 5 月 20 日
徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書	元和 3 年 8 月 12 日
徳川秀忠大奥局呉服支払書	元和 5 年 8 月 12 日
徳川秀忠大奥局呉服支払書	元和 6 年 7 月 3 日
徳川秀忠大奥老女民部脚呉服支払書	元和 7 年 6 月 1 日
徳川秀忠大奥老女民部脚呉服支払書	元和 7 年 8 月 18 日
徳川秀忠大奥老女民部脚呉服支払書	元和 7 年 10 月 6 日
徳川秀忠大奥老女民部脚呉服支払書	元和 7 年 11 月 13 日
徳川秀忠大奥老女民部脚呉服支払書包紙	元和 7 年 12 月 19 日
徳川秀忠大奥老女民部脚呉服支払書	元和 8 年 2 月 20 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書	元和 8 年 6 月 22 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書	元和 8 年 12 月 18 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書	元和 9 年 5 月 13 日
徳川秀忠大奥老女民部脚染物代支払書	元和 9 年 8 月 4 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書	元和 10 年正月 29 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書	元和 10 年 4 月 11 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書	寛永元年 9 月 5 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書	寛永元年 12 月 19 日
徳川秀忠大奥老女民部脚紅花支払書	寛永 2 年正月 23 日
徳川秀忠大奥老女民部脚紅花支払書	寛永 2 年 3 月 23 日
徳川秀忠大奥老女民部脚紅花支払書	寛永 2 年 5 月 1 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書包紙	寛永 2 年 12 月 7 日
徳川秀忠大奥老女民部脚支払書	寛永 3 年 8 月 20 日

受注者である越後屋から発注者である松平家に対して差し出された仕様書の控と考えられるものである。収録されているものはすべて女性の衣服であり、松平家から出された要望を反映する形で、個々の呉服について、雛形などを用いて越後屋から松平家に具体的な仕様を提案したのち、呉服の実制作に先立って、最終的な仕様を発注者と受注者間で確認するために制作されたと考えられるが、『松平兵部太輔様御用呉服物御用帳』と同様に、『御呉服物諸色仕様帳御屋敷へ遣候御控』も中西奥助から橋本次郎兵衛・白崎矢右衛門・前田五右衛門の三名に宛て提出されている。

文中、個々の呉服の仕様について、「御地御注文之通り仕 但御模様雛形之通候仕 御ひなかた通り下絵ニ御目ニかけし通り仕」「御寸法前同段 御模様御好之通仕 屋形上縮面ニ而仕 尤御地合御目ニかけ可申」などといった書き入れが見られ、また文末に、

右は御帳面之通少茂無相異来ル九月晦日ニ／急度出来仕候上ケ可申候 (中略)

一染物寶物共ニ御地合先達而書出而置候／御本之通少茂無相異急度出来仕候 上ケ可申候
一御染物織物共ニ御模様御好之通無相異仕立指上ケ可申候

右之通少茂無相異□□□ニ御座候以上

越後屋 奥助

寶永五年子二月廿六日

橋本次郎兵衛殿

白崎矢右衛門殿

前田五右衛門殿

とあることから、この資料がそうした役割を持つものであったことがわかる。

また、通常の呉服発注に際しても、男性である藩主の呉服とともに奥方や女中衆の呉服についても、男性である用人が仲介することもあったことは、先に紹介した『御注文雛形留帳』に添えられた書状から窺われる通りである。

同様な事例として、紅絹糸百匁の注文につき、江戸表から急ぎ調達を依頼する旨の文書も『御注文雛形留帳』に付属して残され、また転記もされている。京都留守居役の本多武兵衛から越後屋の中西奥助、橋井利兵衛に宛てた書状には「右は御前様方御用ニ候間早々指下シ可申旨 江戸表より申来候間 前々之通其元ニて御吟味候て御調頼入候以上」とあって、越前松平家においては、京都留守居役が、江戸表の御納戸役と呉服商の間の繋ぎ役として、藩主の呉服のみならず夫人の呉服注文にも関わっていたことがわかる。

通常は女性ものの呉服注文は、「奥」の老女などが直接呉服商に対して行っていたが、このように「表」(註 10)の御納戸役や用人などを介して行うこともあったと推測される。

天和頃に刊行されたと考えられている『四季模様諸礼絵鑑』に、老女や上臈あるいは中臈と思われる女性を側に侍らせた奥方の前で、小袖雛形本を開き、好みの模様を選ばせ、左手においた紙に、奥方から聞いた好みの模様やその他の希望を書き取ろうとしている用人が描かれた挿絵(図 2)が見られる。

ただ、女性の住まう「奥」に、男性である用人が容易に足を踏み入れることができたとは考えにくい。『四季模様諸礼絵鑑』自体が、町人女性が主たる読者であった小袖雛形本に分類される出版物であることからすると、町人女性における呉服注文の一般的な様子を、登場人物を武家に置き換えて描いたと考えるのが妥当であると思われるが、挿絵を描いた絵師の武家の呉服注文に対する認識不足から、このような挿絵が描かれた可能性もある。いずれにしても、奥方が特に呉服に関心が強く、自分で細かな注文を付けたいという場合には、奥方の命によって用人が呼び出されることがあったのかもしれない。

一般に呉服発注に際しては、前出の雁金屋や越後屋の例に見られるように、江戸や領国から京都に呉服を発注する場合には、老女や用人が

手紙を介してこれを行い、江戸で直接江戸に店を持つ呉服商に発注する場合は、呉服商が武家の屋敷に呼び出され、老女ほかの担当者から、発注を受けたと考えられる。

その際には後述のように、まずは注文主の希望を書きとめ、後日、これに従って意匠図や加飾技法の詳細を示す雛形を描いて老女や用人などを介して顧客に見せ、希望が反映されているものを選ばせるとともに、数回に渡ってやり取りしながら仕様の詳細をつめたと推測される。



図2 「四季模様諸礼絵鑑」天和頃刊

以上、上流武家男性と女性の呉服注文について見たが、興味深いことは、桃山時代から江戸時代前期にかけての豊臣家や徳川家、及びその係累の大家などにおいては、夫人が常住し、夫の私的生活の場である「奥」から、女性の呉服だけでなく夫の衣服も発注している点である。次項で示すように、「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」（慶長19年）には、崇源院のほか、將軍秀忠や將軍を秀忠に譲った家康、尾張徳川家の始祖義直などの男性用のための呉服注文も記されている。また「徳川秀忠大奥老女呉服注文書（元和2年）」では、一族に関係する女性だけでなく、家康、秀忠のほか、珠姫の子や、崇源院の子で松平忠直の室となった勝姫の子などの呉服の注文も行っている。

一方、越後屋に保管されていた前出「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控」は、松平家

をあげての行事である婚礼に向けて、藩主の婚礼用呉服とともに花嫁やその周辺の女性たちの呉服が発注されたのに伴い制作された仕様書である。

これらの例はあっても、男性が公務を行う「表」と、私生活を送る「奥」が画然と区別されるようになった江戸時代においては、男性用の呉服は基本的に「表」の役所あるいは役職において管理、発注され、「奥」に生活をする女性の呉服は、「奥」に所属するこれを管理する役職の女性が、発注も行ったと推測される。ただし將軍や大名が「奥」でのみ着用する衣服については、前述の事例のように、「奥」から発注されることが多かったと考えられる。

3-3 町人男性

江戸時代になり、世の中が安定して、封建的身分制度が整ってくると、身分の違いを衣服によって表現するシステムが確立され、男子においては武家の服飾と町人の服飾の間に大きな様式の違いが生じた。この身分による衣服の固定化により、被支配階級である町人男性だけでなく、支配階級である武家男性の衣服においても、時代による流行変化は生じなくなった。また当然ながら、衣服に着用者の意思や好みが反映されることもなく、それゆえ町人男性の衣服は、男性に代わって家族が呉服商に出向くか、または自宅に手代を呼んで発注したと考えられる。

3-4 町人女性

江戸時代、「表」（「公的」な世界）の世界に位置づけられていた男性に対し、「奥」の世界（「私的」な世界）にいた女性は、封建的社会秩序を乱さない限り、衣服の選択には比較的自由が許されたため、経済力に応じて多様な選択肢を持つことができた。江戸時代の女性の小袖に、身分・階層の違いによる様式の違いや、時代による変遷や変化が生まれたのは、政治的強制からではなく、むしろこうした理由によるのである。

こうした状況を反映して、町人女性にあっては生地や加飾技法、意匠の選択を含む具体的な呉服注文は、呉服商または自宅において、呉服商の手代と相談のうえ、着用者である女性自身によって行われた。その際、多くは、小袖雛形本と呼ばれるファッションブック的の冊子を用いて注文が行われたと考えられる。

小袖雛形本は、江戸時代、絵本や小説本、家庭書などとともに市中の書林（本屋）で販売されており、現代のファッション誌同様、主に町人の女性たちがこれを買って求め、自宅で眺めて楽しんだ。また、呉服商にもこれは買ってあり、呉服注文のために訪れた客に見せ、あるいは得意先には貸与して、スタイルブックとしても使用された。

小袖雛形本が模様を選ぶ客のために貸与されることが多かったことは、小袖雛形本収録のいくつかの図に購買意欲を喚起するためと思われる筆彩を加えたもの（東京芸術大学所蔵、宝永二年〈1705〉刊『当流模様雛形京の水』の百一番の図）や、表紙を特別に装飾したものが見られることから推測される。

また、享保三年（1686）刊行の小袖雛形本『西川ひな形』巻一（図3）に、三人の女性が座敷で小袖雛形本から模様を選んでいる挿絵があり、図中に、

「めずらしいひながたじや」
 「気に入ったもやうを見や」
 「是にいたしませふ」

という会話が書き込まれているほか、表紙の見返しなどに「此本何方江参候とも早々御戻し可被下候」のように墨書しているもの（京都市立芸術大学所蔵、宝暦四年〈1754〉刊『当世模様雛形千歳袖』）があることから、そのことは裏付けられる。



図3 『西川ひな形』巻一 享保3年（1686）刊

4. 小袖の仕様決定から制作までの具体的プロセス

前章で見たように、注文の初期段階では、顧客が呉服商に希望の概略を伝え、呉服商はこれを書き留めて整理したのち、具体的な提案を行ったと考えられる。このプロセスにおいても、武家・町人を問わず、男性は深くこうした行為に関わることはなく、呉服商にある程度詳しく要望を伝えてある場合においても、要望が正しく伝わっているかどうかの確認は、用人や家族がこれを行っていたと推測される。

一方、これとは対照的に女性の場合は、武家と町人でそのプロセスには幾分の違いがあったと考えられる。それは、町人女性が目まぐるしく変わる流行を追ったのに対し、武家女性は保守的であり、定型的な様式を好む傾向にあったからである。

4-1 武家男性の場合

封建的身分制度が確立した江戸時代においては、身分階層によって着用すべき衣服が厳密に定められていたため、呉服注文に当たって、個別に仕様を決定する必要度は女性に比べ低かった。そのため、呉服の新調においては、発注者と呉服商の各担当者の間で簡単な打ち合わせに

より、身分に応じたスタンダードな仕様が採用されたと考えられる。

しかし国内が混沌としていた桃山時代からようやく国が治まりだした江戸時代初期においては、男性の衣服にも個人により選択の余地があったようで、男性の呉服注文において、模様や色などについての具体的な要望が伝えられることもあったと推測される。顧客からの注文書を書き写したと考えられる呉服商の資料が現存しているからである。「小西家旧蔵光琳関係資料とその研究」の中では、「後藤縫丞呉服注文書」と呼ばれている「ことうぬいせう殿より御あつらへ 二たんノ内御あやう」が、それである。

本資料は、包みの表書にあるように、「ことうぬいせう」という人物から呉服注文のために出された書状の写しと思われるメモ的な記録で、

此ねもしかたすそちへににして
これそうなお入りひしひたとして
ひしのふちいろいろにいかにもいかにも
てきわよく物色うつくしくそめ候へく候
こしハしろへにいろあまりくろくはいやにて
候
せんくすなと入候てくろくはいやにて候
いかにもうつくしくへにいろほつこりと
あかミのあるやうにたのミ申候
正月こそてにて候
いそきて下さるへく候

とあるように、顧客に対応した担当者が、注文主が希望する呉服の具体的な仕様内容を、その言葉のまま記録している。

ここに見られる「ことうぬいせう」は、現存する雁金屋呉服関係文書の年代から、「呉服師由緒書」(『徳川時代商業叢書』所収(明治43年、国書刊行会))に、「高現米貳百石 呉服師 後藤縫殿丞」として記されている後藤縫殿丞(註11)、すなわち後藤家4代後藤縫殿丞(允)益勝のことと推測される(註12)。

ただ、こうした例はまれで、後藤縫殿丞自身が呉服商であるがゆえのことと思われ、寛永を過ぎるころには、婚礼などの儀式に伴い発注する呉服を除き、前述の通りの形式化した呉服注文がなされていたであろう。

4-2 武家女性の場合

武家女性における呉服の仕様決定から納品のプロセスとしては、

<1>老女または呉服管理担当の奥女中が呉服商の手代に、着用予定者の呉服の着用時節や希望する模様や地色、使用したい技法などを伝える → <2>呉服商の担当者が注文控えにこれらを書き留める(台帳1) → <3>店に戻り、これらを顧客ごとの台帳(台帳2)に書き写す → <4>呉服商が顧客の希望を反映した小袖の仕様案をいくつかまとめて提案する(台帳3) → <5>顧客とやり取りして仕様を決定 → <6>注文台帳(台帳4)に清書する → <7>職人向けの仕様書(台帳5)・原寸大下図(台帳5に貼り込まれることが多い)などを作る → <8>生地を仮縫いして下絵を描く → <9>引き解いて加飾に回す(各種染→刺繍→箔・泥など→生地調整) → <10>縫製(仕立て) → <11>完成品の点検(検品) → <12>台帳(台帳3または台帳4)に完成日・価格等を記入する → <13>かかった経費を算出し、請求する金額を決定する(台帳6) → <14>納品台帳・請求台帳(台帳7)を制作する → <15>納品書・請求書(台帳7)とともに完成した呉服を配達する → <16>台帳(台帳3または台帳4)に結果を記入する、または記録用の完成品台帳(台帳8)を制作する。

といった流れが想定できる。

なお、町人女性の呉服制作においても同様の過程をたどったと思われるが、武家女性に関しては雁金屋や越後屋にそれをうかがわせる資料

が現存しているが、町人女性に関しては、小袖雛形本以外の呉服注文関係資料が残っていない。

< 1 > ~ < 3 > の呉服注文の最初の段階では、顧客側の担当者（老女や呉服を管理する奥女中）が、呉服商の担当者に対して、「どの季節用の」「誰が着用するための」呉服（小袖や帷子など）を、「それぞれ何領」「いつまでに」といった非常に簡単な指示を与える場合（註 13）と、これらに加えて、「どのような生地」「どのような地色の」といった着用予定者個人の好みを伝える場合があったと推測される。

しかしさらに、着用予定者の呉服に対する関

心や知識の大きさによっては、「どのような模様（モチーフや構図）」「どのような加飾技法を用いた」ものを制作して欲しい、というように具体的に希望を述べる場合もあったと考えられる。以下の二つの資料は、桃山時代から江戸時代初期に雁金屋に対してなされた特別高位な男性と女性のための呉服注文を記したものであるが、大名格の武家女性の呉服注文については、江戸時代においても、ほぼこれら雁金屋関係資料に見られるのと変わらない呉服注文のプロセスがとられたと推測される。

「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」（慶長 19 年）には、

慶長十九年

あとさま 御あつらへふん

- 一 大御所さま 御ふく 十たん
 - 一からちや いてきたて
 - 一あさき 御たけ三しゃく八寸
 - 一くろからちや
 - 御もん所あふひまる御おくミにハ
 - 御もんつけ候ましく候
- 一 大御所さま 御とうふく 五つ
 - いろいろにうつくしくも
- 一 大御所さま 御おひ 五すち
 - たんなどにこしらへ
- 一 しゃうくんさま 御ふく 十たん
 - 一くろからちや いてきたて
 - 一あさき 御たけ四しゃく
 - 一くちは 御もん所あふひのまる
 - 一こいもへき 大きにも又ちいさくも
 - 一こん なきやうによきほとに
- 一 ミたいさま (1) 御ふく (2) 十たん (3) 此内 御たけいつものことく四しゃく (7)
 - 一御そめ物 (6) 御ちなし (5) 五つ
 - 一御かたすそ (5) 三つ
 - 一御四つかわり (5) 二つ
 - いかにいかにこからに (8)
- 一 ミたいさま 御つし (2) 十たん 御たけ三しゃく九すん五ふん (7)

江戸時代における呉服注文の具体的プロセスに関する研究

- 一 御ちくれない (4) 色々に 五つ
 一 御かたすそ (5) 三つ
 一 御四つかわり (5) 二つ
 いかにもいかにもこからに (8)
- 一 ちせんさま 御ふく 六たん
 正五九月にて (9) 此内 そめぬいはく (6) 三つ
 御はく (6) と御そめ物 (6) と 御そめ物 (6) 三つ
 二つつ、九月くれの (9) 御かたすそ (5) 一つ
 御ふく一すんつ、なかく
 たち候へく候 (8)
 いかにもいかにもこからに (8)
- 一 わかささま 御ふく同 四たん 御たけ六すん五ふん
 これハ九月正月の
 御ふく五月のハあなたに
 御さ候よし
- 一 おわりの 御ふく 五つ
 さい将さま 御たけ五月のハ三しやく七すん
 一こん 九 月 三しやく七すん五分
 一あさき 御正月 三しやく八すん
 一もへきハかのこもよく候へく候)
 御たけおなしく
- 一 とうたうミの 御ふく 五つ
 中将さま
- 一 ひたちの 御ふく 五つ
 少将様 御たけ五月の三しやく五すん
 九 月 三しやく五すん五分
 御正月 三しやく六すん
- 一 あまこさま こそて 六つ
 御いろなし 正五九月二つつ、
 いろいろな

以上 二月二日御かきたてうけとり申候

とあり (下線・番号は筆者)、呉服注文に際し、(1) 着用者ごとに (2) 呉服の種類と (3) 数、(4) 地色、(5) 模様、(6) 技法を記し、更に (7) 着用者に合わせた身丈と、(8) 仕立てや色や模様についての補足的指示を記すほか、(9) 着用したい時節も記されている。

しかし模様 (5)、技法 (6) についての記述は、

非常に大まかな希望を伝えるのみで、個々の呉服の仕様を記したものではない。文頭に「ちせんさま 御あつらへふん」、文末に「以上 二月二日御かきたてうけとり申候」とあることから、江戸城の大奥から書面で届いた注文の内容を台帳 (台帳 2) に書き留めたものと考えられる。

また、包紙上書に「女院様御用之節 江戸様

より御こふく代 下しおかれ候 御ちうもんと ま」と記される「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」も也」と記され、包紙裏書に「ゑほん ゑとさ (元和 2 年) では、

元和二年

- 一 大御所さま 御ふく 十
 こん
 からちや
 くろからちや
 こいあさき
 うすあさき
 かは 三たん
- 一 大御所さま 御とうふく 五つ
 いろいろに
- 一 大御所さま 御おび 十すち
 いろいろに
 ちしろハ御いや
- 一 しゃうくんさま 御ふく 十
 色々に
 色たて
 大御所さまのこつく
- 一 ミたいさま 御ふく 十五
 此内三たん御かたすそ
- 一 ミたいさま 御つし 十五
 此内式たん御かたすそ
- 一 わかさひめ君さま 御ふく 三つ
正五九月二一つつ、御そめ物
五月のハ御たけ三しやく八寸
九月のハ八寸五分
- 一 か、のおさない御ひめさま 六つ
 正 御ぬい
 御そめ物
 五 御はく
 御そめ物
 九月御ぬい
 御そめ物
- 一 くろへにのそめ物 三つ
- 一 あまこさま 御色なし 三つ
- 一 か、のわかこさま 御こそて 六つ
 正五九月
 五月のハ御はくとそめ物

九月正月ハ御ぬいとそめ物

- 一 ちせんのわか子さま 御ふく 六つ
 正 そめぬいはく
 そめ物
 五 御はくとそめ物
 九月ぬいはく
 御そめ物
- 一 ちせん御うえさま 御ふく 此内一つ御かたおり
 正 二つ 五月
 五 二つ 御九月
 九 二つ 御正月

のように（下線は筆者）、前出、慶長19年の「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」とほぼ同じ記述形式がとられているが、内容的にいくつか興味深い記述も見られる。

例えば、共通する点では、狭義の小袖（表地と裏地の間に絹綿を入れたもので、夏以外の季節に着用する）のことを指す「御ふく」と、帷子（麻で仕立てられた裏無しの着物。江戸時代には、特に武家階級においては、主にこのように呼ばれた）を意味する「御つし」とが、同時期にまとめて発注されている。また狭義の小袖では、正月用、5月用、9月用の「御ふく」が同時に発注され、しかもこれらに用いるよう求められている技法が異なる点が、注目される。「一か、のおさない御ひめさま 六つ」として記されているうちの正月用の2領は、それぞれ「御ぬい」（刺繍）、「御そめ物」（絞り染）を用い、5月用の2領は「御はく」（摺箔）、「御そめ物」、9月用の2領は「御ぬい」、「御そめ物」を用いるよう指示されている。

これは、季節とそれに応じた技法の選択が、呉服注文において行われることがあったことをうかがわせるが、一方で小袖や帷子の模様に関する指示は至って大まかなものである。なお「一わかさひめ君さま 御ふく 三つ」とあるもののうち2領については、「五月のハ御たけ三しやく八寸 九月のハ八寸五分」と4か月間の成長を見越して、身丈の指示を出している点

も注目される。

本資料は、包紙上書に記されている通り、前出資料同様、江戸城大奥からの書付（書状）による注文を、呉服商（雁金屋）において書き控えた注文台帳（台帳2）である（註14）。

これらの記述内容から、この時期の將軍家をはじめとする上層武家の呉服注文においては、着用者ごとに必要な呉服の数と着用予定者に合わせた正確な身丈寸法を呉服商に伝えるものの、具体的な模様の内容については細かな指示をしていなかったことがわかる。この後、顧客は仕様を呉服商にほぼ一任するか、あるいは呉服商の提案を待って、詳細な仕様の決定が行われたものと推測される。また仕様を確定する過程においては、呉服商と顧客とのやり取りの中で、更に具体的な希望を呉服商に伝えることもあったと推測される。

これらに対して中流階層の武家女性の呉服注文においては、顧客と呉服商の距離はもっと近いものであったと推測できる。地方武士の奥向きからの呉服注文の様子をうかがわせる資料がある。伊藤敏子氏によって荒川豊蔵氏所蔵として紹介されたことのある資料で（註15）、美濃国多治見の久々利村に住した長谷川次郎左衛門なる人物（註16）宛に、同地域の武家の老女または呉服管理担当者と思われる女性から出された呉服注文書である。

そめ物之事

一いろよくはないろにかたはいとす、き
ふたもとちらしにねうさきす、きの
中につけ御そめ被下候うさきニうわゑ
可被成候うさきハちいさき足
右の分たのみいり申候はりあげ
被成候付のりこわゝ、被成可被下候

卯月十七日 御屋敷 かや
二郎左衛門殿 まいる

そめ代物請取次第相済可申候

と記されているように、注文主が仕様を細かく指定する場合と、

あさきニたてすしニ
さくらと申しを御つけ
させ下され候へく候御むつかしく
御さ候ともたのみあげ申候

のように簡略な場合とがあるが、いずれにおいても、当時の地方における中流武家女性の呉服注文は、呉服商と顧客との比較的身近な関係によって成り立っていたことがわかる(註17)。

本資料は、呉服の発注に際し、仕様について比較的具体的な指示を行う場合でも、「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」同様、書面でこれを行うことがあったことを示しているが、中流武家においては、これ以外に、呉服商の担当者(手代など)が顧客のもとに向いて希望を書き取る「御用聞き」のような方法も当然あったと思われる。いずれの場合にも、担当者は注文主の希望を聞いた時点でとりあえずこれらを注文控帳のようなもの<台帳1>に記録したと考えられる。

ただしこの過程で、上流階級にあっては、「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」や「徳川秀忠大奥呉服注文書」に見られたように、ほぼすべてが「お任せ」という場合も少なくなかったと推測され、前出、長谷川次郎左衛門宛の書状の中に

も、

着物染様之事

一地もゑぎニ丸之内ニくわのもん五所もんニ
御染させ可被下候奉頼候はや紺
屋へ被遣候て其元にて御このみの通
にて能に候へく候

と(下線は筆者)、地色と紋以外は一任する旨を記すものが見られる。

こうして呉服を発注した後は、<5>の仕様決定の工程に入ることになる。三井越後屋の呉服関係文書には、2-1で紹介した、宝永五年から六年にかけての越前松平家の呉服注文に関わる文書(表1)が含まれており、その中には、呉服注文を受けて制作された顧客提出用の仕様書の写しと考えられる資料も見られる。

前出「宝永五年子二月二十六日」の墨書のある「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控」がそれである。

本文書は、注文された呉服に関し、顧客に雛形などを用いて図案や技法などを提案したのち、呉服の実制作に先立って、顧客に最終的な仕様を確認してもらうためのものと考えられる。文中には、個々の呉服の仕様について、「御地御注文之通り仕 但御模様雛形之通候仕 御ひなかた通り下絵ニ御目ニかけし通り仕」などと記されており、この文書がそうした役割を持つものであったことがわかる。

この「雛形」「御ひなかた」とは、顧客が注文する呉服の模様を決めるために使用した模様見本帳と推測される。町人が用いていた小袖雛形本は、出版業者が制作し、書店で販売された、現代のファッションブックのようなものであったのに対し、武家女性が呉服注文に際し用いた雛形本は、呉服商が顧客の呉服注文の助けとするため、それぞれが独自に制作したものである。収められた一図一図が肉筆で描かれており(図4)、図版も大きく、部分図を描いたものもある

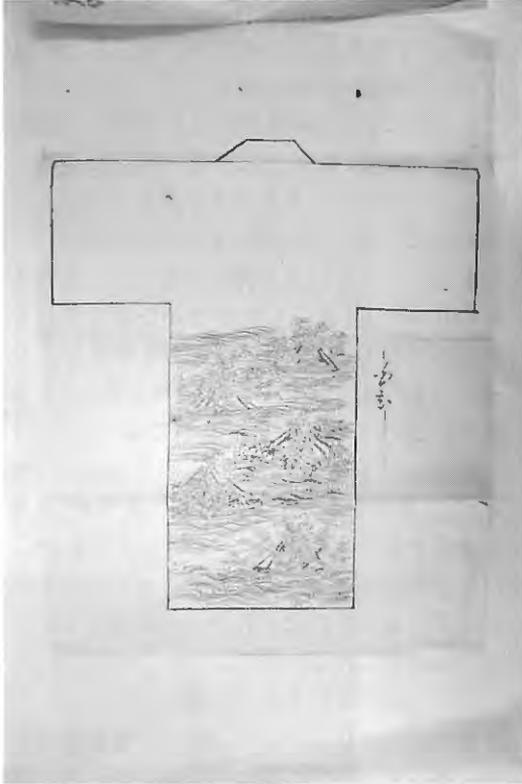


図4 呉服注文雛形 個人蔵



図5 呉服注文雛形 個人蔵

る。

雛形本に収められている模様図のうち、呉服注文のために採用された模様図においては、小袖の仕立て上がり寸法、使用する刺繍糸の色、模様の変更箇所などを示す付箋が添付されているものも少なくない(図5)。また所有者である呉服商の印影があるものも見られる。

武家女性が呉服注文で用いたこのような肉筆の雛形本は、現在大きく分けて、(1) 大名家に保管されてきたもの、(2) 呉服商に保管されてきたもの、(3) 伝来不明の3種類がある。

武家伝来の肉筆雛形本には、『田安德川家伝来肉筆衣裳雛形』(遠山記念館蔵)(註18)、『御所解模様雛形』(徳川美術館蔵)(註19)などがあり、一方、呉服商伝来の肉筆雛形本には、三井越後屋伝来の『越後屋衣裳雛形』(東京国立博物館所蔵)や『御召御雛形』(三井文庫本

館(史料館)蔵)などがある。また伝来不明の肉筆雛形本には、『御所解模様』(東京国立博物館所蔵)などがある。

これらの肉筆雛形本に、大名家に保管されてきたものと呉服商に保管されてきたものがあることについては、以下の二つの理由が考えられる。

一つは、そもそもこれらの雛形本は呉服の仕様決定の段階で、呉服商と顧客の間を往復するものであったため、顧客もその存在を承知しており、注文した呉服が顧客に納品されたのち、同じ模様と仕様の小袖を他の顧客(大名家など)のために制作しない、デザインを流用しないという証として、これらを呉服商から大名家に献納させることがあったのではないかということである。また次回の呉服発注の際に利用できるよう、そのまま顧客のもとに留め置かれた可能

性もある。

二つ目は、大名家では一度に多くの呉服を注文するため、肉筆雛形本も最初からその家専用に制作される場合があり、それらについては、発注の便宜のために顧客に献呈されたと考えられる。またその顧客（大名家）専用に作られたものでなくても、大量に発注する顧客にそなえて用意されていたオリジナルの雛形本を、同じく献呈することもあったと考えられる。

江戸時代前期寛文頃から宝永頃にかけては、武家女性と町人女性の小袖で使用される生地や染織技法、模様形式などに大きな違いはなく、ほぼ同じ様式の小袖を着用していたと考えられるが、こうしたことを反映して、この時期の武家女性の呉服注文では、町人女性同様版本の小袖雛形本を使用して模様を決定している例も見られる。

三井文庫本館（史料館）蔵・越前松平家婚礼関係資料のうち、宝永 6 年の「七夕御帷子御雛形御注文写」は、顧客とやり取りして決定した各呉服の具体的な仕様を細かく記した仕様台帳（台帳 4）をもとに、制作の各工程でそれぞれの部門を担当する職人向けに、個々の注文品の各部に施す技法や色を具体的に指示するためのもので、作業に当たっての留意点についても細かく指示している。

本資料には、仕様を記す中に「名所ひなかた七拾三ニも有」「名所ひなかた七十六ニも有」「千さいひなかた百三十式ニも有」にも有りという記述が見られるものがあるが、実際、元禄 12 (1699) 年刊の「百首歌人名所ひなかた」73 番の「定家 上野 佐野船橋」の図案は、注文帳の「舟に梅」の模様と一致する。同様に 76 番「奥州 緒絶橋」も本文書中の「琴柱に唐松梅」と同じであり、さらに宝永 2 年 (1705) 刊「千載ひなかた」132 番「まかきに桐」の図案も、本文書中の「上桐立木 下竹菱垣笹」と一致する（註 20）。このことから模様内容の決定の過程で、武家女性においても版本の小袖雛形本が用いられることがあったことがわかる。

ただ、一方で、同資料にはこのほかにも「ひなかた」「雛形」という言葉が見られ、それらは更に二種類に分類できる。

ひとつは、「一御地晒白竹ませ笹りん藤御ひなかた通り」「成ほとほそく 此ひなかたよりミとり 大キク 手きわよくゑもんのあたりにきやかに」「御ひなかたのとをりにして 色たて取合よく すいふん御きやしやに 御ねいれられへく」「きくも此ひなかたより多付て 金糸へた菊もませて」「ほしあミ此ひなかたよりかつかうよく大にして立波を金糸」（下線は筆者）というような記述の中に見られる、「此ひなかた」「御ひなかた」（文中下線部分）であるが、「此ひなかたよりミとり 大キク」「きくも此ひなかたより多付て」「ほしあミ此ひなかたよりかつかうよく大にして」とあるにもかかわらず、本資料にはそれぞれの模様やモチーフの図は載せられていない。

また一点ごとに上部の空欄に「壺」から「廿」の番号が記されていることから、それぞれの番号に該当する呉服の制作のための雛形図が別であり、本資料は、その表書き（表題）が示す通り、各注文品につき、その雛形図を含む仕様台帳（台帳 4）から模様図を除いた、地色と加飾技法や模様各部の色についての指示、及び作業に当たって留意すべき事項を抜き書きしたものと推測される。また顧客である松平家に請求しようとする完成品個々の値段も記されている。

このことから、「七夕御帷子御雛形御注文写」は、下絵付け（青花描き）以降の染めや刺繍作業を行う現場で仕様確認のために使用され、注文品完成後は、経費などから算定された請求価格を書き加え、請求台帳（台帳 7）制作の準備としたと思われる。この請求台帳の写しと推測されるものが「御呉服物御渡目録」である。

「七夕御帷子御雛形御注文写」でいう「此ひなかた」「御ひなかた」は、仕様の詳細な記述とともに仕様台帳（台帳 4）を構成する雛形図のことであり、現実にそのようなものが佐賀藩鍋島家に伝来した「呉服注文雛形」（鍋島報效

会蔵)の中に見られる。

鍋島家に伝来した「呉服注文雛形」は、52領分の呉服の小袖模様図(雛形図)及び仕様書からなる。小袖模様図のみのものもあるが、1枚ないし2枚の小袖の模様図に、生地の種類や地色、模様の各部に施される加飾技法、刺繍糸の色などを記した紙を糊付け、または紙縫りで綴じ付けたものが多い。その中に、模様や紋、あるいはそれらの大きさについて、「御雛形之通り」「ひいな形之通り」「絵形之通り」「本之通り」などと記すものがあるが、ここにいう「雛形(ひいな形)」「絵形」「本」は、いずれもこれらの模様図を指すと考えられる。

また、これらの模様図には、模様の各部の加飾につき、「七夕御帷子御雛形御注文写」同様、「総体縫糸取合よろしくかつこうよく御販やかに出来致候やう」などと記すものもある。

さらに模様図に貼り付けられたり、綴じ付けられたりした紙には、

一 地黒御絹ち、み御辻 雛かた通り 菊たて
わく菊木花御総体(正字) 白紋陰中色鹿子緑
縫御縫糸金糸赤糸紫糸萌黄ひハもへき菊花一
色一房つほみ日向斗菊に萌黄ひハもへき糸無
用金糸赤糸ふせの事かつこうよろしく出来致
御やう 覚 四月中旬迄て出来致候様

のように、細かく当該呉服の仕様を記すほか、完成すべき期日を記したものも見られることから、本資料は、具体的に注文主とのやり取りによって決定した仕様を記したものと考えられる。

ところで「七夕御帷子御雛形御注文写」にも、

地白岩ニ松笹水 細染ニして水浅キにして紺
てりかきも入 一水千草糸め 一 岩こん
の糸めか、ミをしやれかき 又中色の糸めに
して か、みうすかき 浅キ一白 白のはを
しへてりかきこん 一 笹中色糸め か、ミ

うすかき 又こんのほそにして か、ミ白
又てりかきのほそにして か、ミ白 笹のほ
へ何もこん 五まい笹の内所々にて式まい
ツ、中いろのへたを入れて 何もかつこう能
なるほとに細くきやしやニねん入

のような記載形式が多く見られ、注文を受けた呉服に関し、決定された仕様を具体的に記したものであることがわかる。しかしこれらの中には、「此雛形之通恰好能ねん入 其他色取くわしくひなかたニ有り」「やり水此本よりも多くして 紅葉のほ、本よりもかつかうよく おひ(「な」欠カ) かた有り」のように、前述の「仕様書の小袖模様図」を指す「雛形(ひながた)」「文中下線部」とは別に、もう一種類、「ひなかた」「御ひなかた」と呼ばれるもの(文中二重下線部)が見られる。これらの例では、記述の前半部分に「此雛形之通」や「此本よりも」とあるが、後半部分ではこれと別のものを指す「ひなかた」という言葉が、「ひなかたニ有り」「おひなかた有り」という形で使われている。

ここでいう「ひなかた」(文中二重下線部)は、本資料「七夕御帷子御雛形御注文写」の仕様書部分を抜き書きするものになった小袖模様図を中心とする仕様台帳(文中下線部)に、更にこれを補う目的で添付されていた雛形図と推測される。模様の部分図を描き、各部に用いられる技法や色の詳細を書き込んだもので、前出、佐賀藩鍋島家伝来の呉服注文雛形に見られる雛形図に添えられた書付または追加の雛形図に当たるものであると考えられる。徳島蜂須賀家の呉服注文に際して用いられたと考えられる呉服注文雛形(個人蔵、表題は記されていない)は、外見上鍋島家伝来のそれに非常に似た体裁をとるが、文字による書付以外に、注文された呉服の中には、模様の拡大図や原寸図を付属するものもあり、「七夕御帷子御雛形御注文写」のものになった仕様台帳は、このようなものであった可能性がある。

また裏表紙に「越前様御用」と墨書する、前

出「御註文雛形留帳」にも、「七夕御帷子御雛形御注文写」とほぼ同様の記述内容が見られる。「御註文雛形留帳」は、正徳 2 年一年間に松平家から注文された呉服（帯や裏地を含む）の台帳であり、個々の注文品につき、生地や地色、模様と用いる技法の詳細を記すとともに、「七夕御帷子御雛形御注文写」同様に、模様や制作工程で加えられる加飾についての細かな留意事項や注意事項、指示などが下記のように記されている。

地縮緬飛色 格子嶋 黒く 嶋之ふとさ五歩
嶋之間三寸 惣御身ニちらし 開花半開つ
ほみ花之裏杯も色々取ませて 梅之花嶋筋の
下ニ 相見江候様ニ 花形しへ共ニ染切 花
之大キサ四寸斗より式寸斗迄

きくの花 こんかのこへにかのこ こんかの
このふち取金糸赤糸 葉ハ不残白上り ふち
取紫糸金糸へたとりませて中ひらきつほみは
金糸あか糸へたぬい きくの花大きき金さし
にて式寸

此ひなかつ乃通 濃くもやうして 鹿子の手
きわよくこまやかに ついふん手きわよくき
やしやに 御念被入 御くしの下ケの所へ金
糸多ク出候ハぬ様ニ

裾模様くすれ格子 崩シかけニしてふとサ金
さしにて六ふ 白上り 熊谷あみかさ 上紋
金さしにて壹尺程 五所御紋 葵の丸 金
さしにて式寸五ふ あみも白上り 仕わけ
柿色 勝合能付テ いかにもたてらしく付テ
あみかさのひほも達てらしく付テ ついふ
ん手きわよく 御ひなかつなし其許にて 御
書せ候へて此御表爰元へ参候時一所御越可有
候

以上のように、顧客の希望に沿って地色や意匠、技法を勘案した呉服の仕様ができあがると、

顧客から制作者（呉服商）に仕様のすべてが一任されている場合には、顧客の身分や過去の注文と一般的な流行を勘案してまとめられたこの仕様がそのまま基本台帳（台帳 4）に記載されたであろう。しかし通常は、何度か客に仮の仕様書（台帳 3）を見せて確認を取り、あるいは詳細について更に客の希望を聞いたと考えられる（註 21）。

前出「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控」は、発注者と呉服商の間で決定された仕様内容を確認するために発注者に届けられた仕様台帳（台帳 4）の店用控である。

文末には、

右は御帳面之通少茂無相異来ル九月晦日ニ
急度出来仕候上ケ可申候（中略）
一染物賣物共ニ御地合先達而書出而置候
御本之通少茂無相異急度出来仕候 上ケ可申
候
一御染物織物共ニ御模様御好之通無相異仕立
指上ケ可申候
右之通少茂無相異□□□ニ御座候以上 越後
屋奥助（下線筆者）

と記した文面が見られるが、ここで「御帳面」「先達而書出而置候御本」「御模様御好之通」とあるのはいずれも決定した仕様を記した仕様台帳（台帳 4）を指し、このことから、仕様台帳が呉服制作前の仕様の最終確認に用いられていたことがわかる。

個々の呉服の仕様内容が確定し、具体的に仕様を記した仕様台帳（台帳 4）が作られた後は、これをもとにさらに様々な各職人向けの仕様書が作られたと考えられる。加飾作業用の仕様書は、冊子に二十点から百点もの注文品の仕様をまとめて記す台帳形式ものと、注文品ごとの仕様を数枚の紙に記すものが見られる。

越前松平家呉服注文関係資料に含まれる「七夕御帷子御雛形御注文写」は、注文品の具体的

仕様を記した冊子であるが、文字が略筆で手早く書かれていること、金額に書き直しが見られることなどから、「写」とあるように、制作作業用の台帳としての性格が強いと考えられる。

これに対して雁金屋呉服関係文書中に含まれる「御若君様御ひなかつ」と、「若君様正月の御ふく」と表題されている年代不詳の文書（註22）は、和紙数枚を綴じ合わせたものである。このうち「御若君様御ひなかつ」には、

若君様正月の御ふく
一御地なしにあやすきこんともへき浅き
しろにてきわよくうつくしくそめ候へく候
大からにもあまりこからにもなきように
はからい候へく候そめ候へく候上もん
いちやうのはをちらしこれもいろいろに
きひわにそめ候へく候御もん所あふひの
丸そめ入二うつくしくそめ候へく候

「若君様正月の御ふく」には、

若君様御ふく御たけの覚
一正月の御ふく御たけハ三しやく式寸
御身のはハ九すん五分御おくミの
はハ六すん御そてはハも六すん御あり
四すん
御ひほハこしらへ候ましく候
ミつへのとらかねにハたち候ましく候

と記されており、ともに制作実行用の仕様書であることがわかる。

「七夕御帷子御雛形御注文写」や「御若君様御ひなかつ」「若君様正月の御ふく」は、記述のみでそれぞれの呉服の生地や地色、模様、それを表す加飾技法などを示すが、これらに加えて図柄を図示するものもあった。注文台帳の性格を持つ前出「御画帳」はそうした役割も果たしていた可能性がある。

3冊ある「御画帳」においては、制作した呉服、または制作予定の呉服の通し番号と考えら

れる番号は、記される位置が一定ではない。また筆跡についても、模様の記述と通し番号、日付で違いが見られる。さらに図を伴わず番号のみを他の呉服の図案ページの左下隅に書き加えたものも見られる。

これらのことから、「御画帳」の衣裳図案や図の内外部分の地色・技法などに関する指定は、顧客から注文を受け、仕様が決定したのち描かれ、記されたものと考えられるが、通し番号と出来上り日または納品日、及び注文日については、呉服完成後に書き加えられた可能性が高い。また図案中の文字と袖下に記された文字が異なるものが少なからずあり、しかも着用予定者あるいは発注者と考えられる人名が記されたもので特にその傾向が強く、仕様の記述も丁寧なものが多くことから、袖下の記述についても、図案及び図中の記述よりも後に記された可能性がある。

すなわち「お任せ」に近い形で発注を受けたものについては、雁金屋の絵師（図案師）が前もって発注数よりも多く衣裳図案を描いておき、発注者（着用予定者）に相応しいと思われる加飾技法を書き込んだのち、発注者にいずれかを選択させたとも考えられる。あるいは、別にある注文内容を聞き取って記録した台帳（台帳2）をもとに、個々の注文品について注文内容を図案化したのち、余白に文字情報を転記したのかもしれない。

また、「御ちりうものりんす御ちくろへにかのこいかにもいかにもてきわよく出かし候べく候」、「御地りんす御ちくろへにきつかう金しやにて一ふほど御ぬいきくの花さしわたし三寸五ふほとつつにあかいと金しやきいと御ぬいはハひはもへきのすかしにふとく御ぬい」、「御地ねもししまきわひはいとにてく、りうつくしく御もんいかにもしけくいたし候べく候」などのように、呉服制作に精通した受注担当者（手代など）から制作担当者（職人頭など）に非常に具体的な申し送りをしている様子が窺われるほか、しばしば見られる「御ちりんす御ちくろへ

きつけのこたく見事に出かし候べく候」のように、生地の種類と地色のみ指示して、あとは「図案の通り」あるいは「図中の書き込みの通り」に加飾することを指示する文言がしばしば見られることから、本書が職人向けの制作用台帳（台帳 5）としても使用されていたことがわかる。

そして実際の呉服制作に当たっては、制作用台帳をもとにして、必要に応じて各工程を分担する職人向けの個別の仕様書や実行用メモが作られた。その内容と実態は、呉服商が大家から受けた呉服注文に対応して制作した、江戸時代中期から後期にかけての呉服制作関係資料によって知ることができる。それら実制作に関わる仕様書類には、ほぼ半紙大の和紙に小袖の図案を描いたものや、これに原寸大の部分図や文字による仕様書を貼り付けたもの、また仕様書のみが包み紙にくるまれているものなどが見られるほか、服紗などではさらに原寸大全文下絵のように大きなものもある。

4-3 町人男性の場合

公服の種類は多くないまでも、江戸時代の厳格な身分制度の中では、町人男子は武家以上に着用すべき衣服を厳密に定められていたと考えられる（註 23）。従って、呉服注文に当たっての選択肢は少ないため、仕様の決定に際しても、縞や小紋などの模様見本帳と色見本帳などを用いて、比較的簡単なプロセスで行われていたと思われる。

呉服商へ出向くこともあったかもしれないが、多くの場合、自宅に届けられた模様見本帳と色見本帳を用いて仕様の概略を決定し、丈や

桁を含む各部の寸法は、出向いた呉服商の担当者が採寸、もしくは家族がこれに代わって採寸したであろう。

ただし、管見の限り、前述の武家男女や後述の町人女性の場合とは異なり、呉服が発注されて以降制作されたと推測される、仕様を書き留めた台帳や制作にかかわる書類、下絵などはまったく現存しておらず、その詳細は明らかでないが、後述の町人女性の呉服注文、及び制作の具体的工程と大きく異なるものではなく、それよりも大いに簡単なものであったと推測される。

4-4 町人女性の場合

町人女性の呉服の制作は、まず呉服商または自宅において呉服商の手代との相談により、希望する呉服の仕様の模索と決定が行われたと考えられる。ただし、江戸時代も時期により、その手順やこれに用いる材料に違いが見られた。ただ、仕様決定後、納品までのプロセスは武家女性と同様であったと考えられる。

4-4-1 寛永～寛文頃まで（少数の富裕な町人女性のみ）

寛文期以前においては、まだ小袖雛形本の出版が始まっておらず、呉服注文に際しては、呉服商の担当者に直接、生地や地色、模様、加飾技法についての希望を伝えることからそのプロセスが始まったと考えられる。

雁金屋呉服関係文書のうち、「尾形宗謙呉服詠物帳」と俗称されている文書には、「正保三年／わたくし御あつらへ物／いぬ／正月吉日」と表書きされ、

正保三年 あもんすけさま御あつらへ三たん御ちまいり候
三月 おわりノ
一、廿二匁五分 かたひらちしろなわすたれたけひわかのこ
こんかのこなわうこんニ引あ
子たち

- 一、十五匁五分 かたひらちうこんほうつきノ糸た
 こんしろはすちもほうつきもふちはく
 子たち
- 一、十四匁 かたひらちかのこへにしやうきノこま
 ちらしうこん白あしすミ糸そうそうニ
 せきちく金はくそうふちはく
- 合五十二匁ちうもんしんし候
 十二月ニかねうけ取申候

の記述が見られる。これは、雁金屋関係者と考えられる「糸もんすけ」なる人物の呉服注文に関連して、使用する生地代を記したもので、これらはその模様と加飾技法から、少女を含む女性が着用したことがわかる。ここに見られる仕様の表記形式は、前出武家女性の呉服注文の際に、客と呉服商の担当者の間で交わされた文書などに見られるそれとほぼ同じであり、これ以降の工程は、武家女性のそれとほぼ同じであったと考えられる。そのおおよその手順は、

- < 1 > 顧客が呉服商の手代に希望する地色や模様のモチーフ・技法などを伝える → < 2 > 呉服商が顧客の希望を反映した仕様案を提案する → < 3 > 仕様を修正または決定する

というものであったと推測される。

4-4-2 寛文6年<1666>以降、寛政頃まで (中流の町人女性以上)

現在確認されている限り、小袖雛形本の出版は、寛文6年7月刊の『御ひいなかた』をもってはじまるが(註24)、この小袖雛形本は翌年2月にも内容をわずかに変えて再版されている。小袖雛形本所載の雛形図の一般的な構成を見ると、各頁とも背面から見た小袖形の中に模様を描き、その外側に小袖の地色や模様に関する説明を記す(註25)(図6)。

町人女性の呉服注文の多くは、まず小袖雛形



図6 光林雛形わかみとり 享保12年(1727)刊

本取載の雛形図の中から好みの模様を選び、傍注された地色や加飾技法を参考に、呉服商の担当者と具体的な仕様を決定していったと考えられる。それは、特定の雛形図を用いて意匠を決定しながらも、その一部を変更したり、地色や加飾技法を変えたりして制作された作品が現存していることから分かる(図7)。

4-4-3 小袖雛形本について

小袖雛形本の出版は寛文7年以降、年を追って盛んになり、以後、安永・天明期を過ぎる



小倉山百首雛形(貞享5年刊)



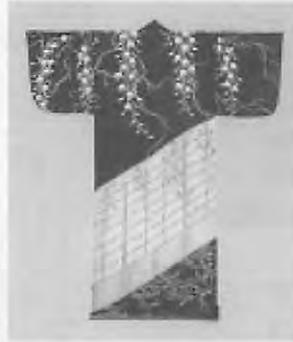
光林雛形わかみどり(享保12年刊)



雛形紫の井(享保4年刊)



江戸工部局雛形
女子美術大学博物館



細新地雛形
国立歴史民俗博物館



茶平雛形
東京国立博物館

図 7 小袖雛形本を用いて発注された小袖

頃まで続くが、この間に現われた小袖雛形本の一般的な体裁について次にその概略を示しておきたい。

まず表紙は紺色のものが多く、題箋はその中央か左肩に貼られている。本紙は袋綴で、少ないものでは約 20、多いものでは約 200 の雛形図が 1 冊あるいは 2 冊・3 冊・5 冊に納められており、このうち上・中・下 3 冊に平均 100 図前後を収載するものが最も多い。序文や跋文などには主に出版理由や書名の由来を記すが、このほか特に初期のものには染織史上重要な内容を記したものもある(註 26)。

雛形図は、大多数が背面の小袖形に墨一色で模様を表わすが、前向き的小袖形や上前・下前の図、あるいは姿絵形式を用いるものもあり、多色刷りによるものもわずかながら見られる。また小袖形の表現そのものにおいても、襟や袖・裾の形状描写に多くの相違点が見られ、各小袖雛形本がそれぞれ違った特徴を持っている。更に、ほとんどが墨刷りであるために、本来模様と不可分な関係にある地(バック)や模様の色は、加飾技法などとともに各図の余白に記載されているが、その内容や位置は様々である。

しかしこのような内容を持つ小袖雛形本の刊

行も、天明期を境として急速に終息へ向かい、文政3年(1820)の「万歳ひいなかた」を最後として完全に姿を消すこととなった。

町人女性の呉服注文において、非常に重要な役割を果たした小袖雛形本の刊行が19世紀初頭をもって終了した要因としては、おおむね次の3点を指摘することができる。

第一は、この頃になって小袖の意匠や染織技術に停滞が見られるようになったことである。18世紀後半から19世紀前半にかけて、パターン化した小柄な単位模様を小袖全体に散らすものや類型的な全体模様が多くなるが、しばしばその序文にいうように、小袖雛形本は、本来、最新流行の小袖模様を集めるとともに、その模様の表現に適した当時流行の染織技術をも紹介するものであったから、こうした意匠・技法の停滞傾向は、版本である小袖雛形本の必要性を弱めるものであったと思われる。

第二は、帯幅の拡大に伴う腰模様や裾模様・襜模様の出現・流行である。これらの模様形式においては、模様は腰から下の限られた部分に配されるため、構図にバラエティを求める余地はほとんどなく、小袖全体にわたる大きな模様構図を図示する小袖雛形本の必要性は小さなものとなる。小袖雛形本出版の終末期において前向き的小袖形や上前・下前的小袖形を用いて模様を表わすものが出現してくるのも、こうした様式変化に対応した結果と考えられる。

第三に、正徳・享保期以来たびたび出された禁令によって、華やかな小袖の着用そのものが比較的難しくなり、同時にこれを受けて浴好みの風潮が醸されてきたことである。浮世絵や文学にしばしば見られるように、この頃には地味な柄や色合いの縞や小紋が盛んに小袖に用いられるようになり、変化に富んだ華やかな模様を図示することの多かった小袖雛形本は必ずしも必要とはされなくなったと考えられる。

4.4.4 18世紀末以降

小袖雛形本の刊行が終了した時期以降の呉服

注文においては、顧客は、まず呉服に用いる生地を決定し、更に染色業者あるいは呉服商によって制作されたと考えられる後述の色見本帳と肉筆雛形本・型染見本帳から、それぞれ地色と模様を選択する。最後に加飾に使用する染織技法を決定したと考えられるが、当時、好まれた技法は数種に限られていたため、加飾技法の決定は、顧客と呉服商の打ち合わせの中で行われたと推測される。

江戸時代後期的小袖雛形本の消滅の経緯を考えるに当たって、その他の染織関係資料を一瞥すると、小袖雛形本と非常に類似した体裁を持つ一連の冊子類に注目される。そのうちのひとつは、型押しや型刷りで地文を表わした表紙を持ち、版型は小袖雛形本とほとんど同じで、主に襜模様や裾模様、あるいは散らし模様を肉筆で描いたものである(図8)。模様表示の形式は版本である小袖雛形本に類似するが、ほとんどが地色や加飾技法についての記載を持たない。その用途が小袖雛形本とほぼ同じであったことは、見返しなどに「此本何方様江参り候ても沢山御好之上早々御帰可被下候」などという口上書があるもの(註27)や、雛形図中に模様に対する客の注文と思える書き込みのあるものが見られることからわかる。また国立国会図書館所蔵の「雛形本」と題する肉筆雛形本の第一丁表に、裾模様の見本帳を眺めている婦人と白生地を吟味する婦人を描いた図が見られることも、これを裏付けるものである。

これら肉筆の雛形本には、これを用いたであろう呉服商や染物屋の名は記されているものの、その製作時期を記すものは多くはない。しかし、例えば国立国会図書館蔵「亀印当世御雛形」には「文化十三年 丙子仲春」の奥書、同じく「竹印御雛形」には「文政十二年丑十新調 京師立賣東町 奈良屋八兵衛 利兵衛」の奥書があり、更に東京芸術大学蔵「うちかけひなかた」の第一丁表には「寛政三年仲春 寫之 京都 江森重之」とあることから、これらの肉

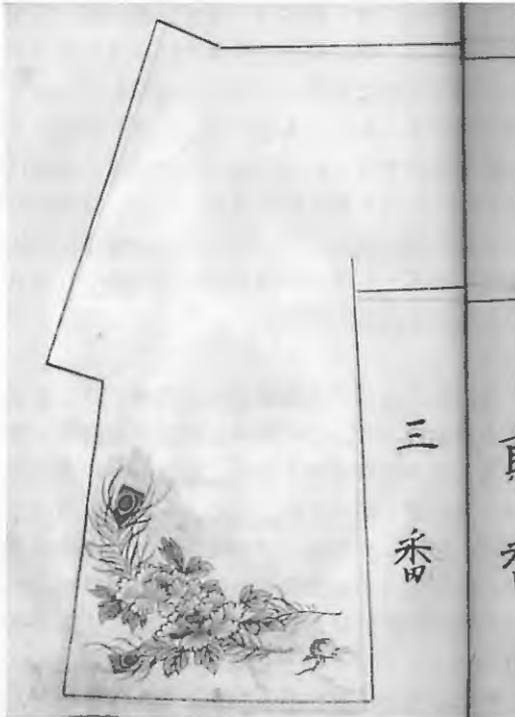


図 8 亀印ひなかた 個人蔵

筆雛形本が 18 世紀末から 19 世紀前半には制作されていたことがわかる。

ところで、これと近い時期にまた別な一連の冊子類も出現している。これらは呉服商や染物屋が色見本として用いたと考えられるもので、小袖雛形本よりひとまわり小さい横長本である。表紙は上記の肉筆の雛形本に類似し、本紙には袋綴じの片面に四枚ないし六枚の矩形の染裂を貼り、その上方に通し番号、右方に色名を記す(図 9)。見返しには、前記肉筆雛形本同様、呉服商あるいは染物屋の名や所在地とともに口上が記されており、これらの冊子が呉服注文の際に色見本として用いられたことは明かである。これらはいずれも年記を持たず、肉筆雛形本以上に成立時期を特定するのはむずかしいが、肉筆雛形本との装丁上の類似や、色名辞書的な性格を持つ寛政元年頃の刊本『手鑑模様節用』との収載色名の近親関係などから、これら

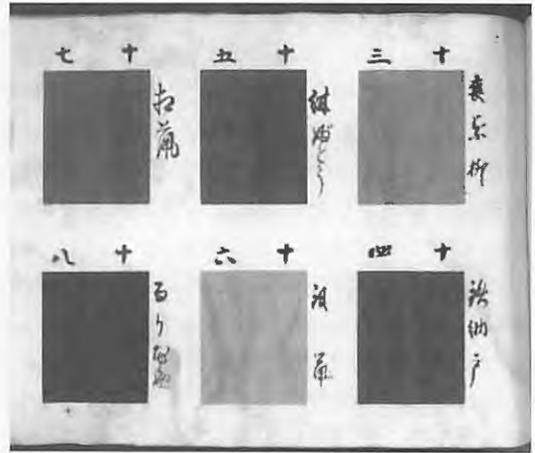


図 9 福印色見本帳 個人蔵

染色見本帳の成立は寛政から文化頃と考えられる。

このように、模様と色彩の違いはあれ、呉服の仕様決定の参考に用いられたという点で、肉筆雛形本も染色見本帳も小袖雛形本と共通する機能を持っている。加えて、両者の体裁が類似することや成立時期が近いことは、両者の密接な関係を感じさせる。しかもそれが小袖雛形本の消滅の時期に近いとなれば、次のような仮説を立てることができよう。すなわち、肉筆雛形本と染色見本帳は小袖雛形本に代わるものとして出現したのであり、小袖を注文するに際して、前者によって模様を、後者によって主に地色を選定したのではないかということである。そして小袖雛形本の消滅と両者の出現の要因となったのは、この頃生じた、小袖における「模様」と「地」との装飾機能上の関係の変化である。

18 世紀末には裾模様や袂模様が町人女性の小袖に流行したため、小袖の注文に際して人々の関心の焦点は模様の独自性やディテール、地色の微妙な色あいに絞られる。模様を選ぶとき、人々の視線は専ら模様の細部や表現に向けられる。一方、地色を選ぶときには、人々の興味は微妙な色合いの違いや調子(トーン)の変化へと向かう。肉筆雛形本に、裾模様・袂模



図10 当流七宝常盤ひいなかた 元禄13年(1700年)刊

様の全体図とともに拡大図を載せるものや、模様の拡大図のみで構成されるものが少なくないこと、また染色見本帳に収録されている色が多彩で、しかもこれが細かく区別されていることは、これを裏付けるものであろう。

更に小紋がこの頃すでに流行しているのも、こうした傾向によるものと思われる。小紋においては、装飾機能上、模様と地色は完全に均等な役割を担っており、小袖の上ではそれぞれが対等にその美を主張しあっている。そして現存する小紋見本帳が染色見本帳に非常に類似した体裁を持つことは、これが染色見本帳と組み合わせ用いられていたことを示している。

4-4-5 型染呉服の注文

小袖雛形本のひとつ、元禄13年(1700年)刊『当流七宝常盤ひいなかた』(図10)には、



図11 「松印型見本帳」 宝暦8年(1758) 個人蔵

友禅染などを用いて比較的絵画的に表される通常の大柄な小袖模様とともに、「小もん」「中小紋」「おぼろ小紋」の3種の型紙染の模様335図が収録されている(註28)。

町人女性は元禄頃には、一方で彩り豊かで絵画的な意匠を特徴とする友禅染を多用しながら、これとは正反対に単色で細やかな模様を表す地味な型染にも関心を示し始める。事実、表紙見返しに「宝暦八年寅五月 京扣」と墨書する宝暦8年(1758)の『松印型見本帳』(図11)には、「小もん」とともに「中かた」の名が見え、それぞれ『当流七宝常盤ひいなかた』の「小もん」「中小紋」に近い大きさの模様が収録されている。

江戸時代中期後半以降は、彼ら自身が生み出したいわゆる「いき」の美意識の生成とともに、町人たちは女性に限らず、一層型染の美に傾倒していった(註29)。特に遠目には無地に見えて、近づくと技巧を凝らした繊細な模様がすっきりと品良く表わされている小紋染は、まさに「いき」の美意識に合致した染であったからである。18世紀末期以降の浮世絵版画には、鼠や黒・茶などの地味な地色に微細な模様を表わした小袖を着た町人男女が多く描かれている(註30)。

ところで、現在では用途が異なるため、小紋染と区別される中形染であるが、その名の由来からすれば、小紋染よりも大きめの模様を染め表わした型染という程度の意味である。江戸時代においては、技法的には小紋染と大きく変るところはなく、ただ生地に着させる糊の面積が大きいことから、使用する糊の配合や箋の形状などに違いが見られるだけである。(註 31)。

型染呉服の注文に当たっては、生地の種類を決めるとともに、前出の色見本帳を用いて地色を決定し、小紋や中形の模様見本を取録した型染見本帳を用いて模様を選んだのち、着用者に合わせた寸法を知らせて、仕様の確定がなされていたと考えられる。それ以降の工程については、絵羽模様の呉服注文と異なるところはなかったと考えられる。

4-4-6 三井家伝来小袖服飾類

最後に本項では、文化学園服飾博物館所蔵の三井家伝来小袖服飾類・着物類と同館所蔵の原寸大衣裳下絵との関連を通じて特殊な呉服の注文と制作について述べる。

なお、ここで取り上げる当該服飾類と意匠下絵類については、2008 年度服飾文化共同研究に採択された「三井家伝来小袖服飾類に関する服飾文化史的研究 ―現存遺品と円山派衣裳下絵との関係を中心に―」(研究代表者・植木淑子)の研究過程で得られた成果に基づいて記す。

文化学園服飾博物館所蔵の三井家伝来小袖服飾類は、その様式の違いから大きく二つのグループに分けられる。一つは円山派の画家によると考えられてきた原寸大衣裳下絵との密接な関係が指摘されている総模様を中心とする小袖服飾類、もう一つは、明治時代の三井家の当主夫人が着用したと伝えられる褙模様を主とする着物類である。

これら両グループの作品のいくつかには、着物の制作工程において原寸大下絵制作の前段階で使用されたと考えられる小型の下絵や、さら

にそれよりも前の段階で制作される意匠図(図案)、呉服注文の際に使用された雛形図も、ともに残っている。

このことから、まずはこれらの作品が、江戸時代後期から明治まで続く一般的な呉服制作のプロセスを経て制作されていたことがわかる。しかも、原寸大下絵に捺されているのと同じ印が総模様の小下絵だけでなく、裾模様の小下絵にも捺されているなど、意匠形式に外見上の違いはあっても、これら二つのグループは制作に関して同様の経緯を辿っていると考えられ、両者の間には相互に深い関連があると推測される。

これらのうち、原寸大衣裳下絵と関連を持つ文化学園服飾博物館所蔵の三井家伝来小袖服飾類については、これまで江戸時代後期の富裕な町人女性の小袖服飾を代表するものであり、特にこれらは商品としてではなく、非売品(婚礼衣裳)として、越後屋三井家において同家の女性のために特別に制作されたものと考えられてきた。しかし前述の研究に伴う詳細な作品調査によって、これらの制作年代が江戸時代後期から明治時代前期にわたるものであることがわかった。

裾模様を主とするグループだけでなく総模様を中心とするグループも、非売品として制作されたのではなく、特別な付加価値をもった高級なブランドとしてごく少数制作されたと考えられる。またその中で、特に富裕な顧客層、あるいは三井一族を対象として、比較的短い期間に制作されたのが、原寸大下絵を残す総模様系の作品であったと類推できる。

円山派の絵師嶋田元直の流れを汲む嶋田家に伝来した小袖や着物の下絵に、文化学園服飾博物館及び大乘寺所蔵の原寸大下絵と共通する印が捺されていることから、島田家が越後屋三井の小袖意匠制作にかかわっていたことがわかる。また、文化学園服飾博物館所蔵の小下絵に円山派六代応陽以下、明治前半期の円山派の絵師の名が見られることから、円山派の絵師が三井家と関係を持ち、着物の意匠制作にかかわ

っていたことたことは明らかである。

以上のことから、呉服商越後屋が商策の一つとして、円山派の絵師に下絵を描かせていたことは疑いないと考えられるが、それは越後屋の主人である三井家の当主が、商売としての呉服制作の一環として絵師を参画させたものと推測される。そこには絵師と三井家の人々との個人的な交友関係が基本にあるとしても、あくまでも時流を窺った商品開発の一環として考案されたもので、そのアイデアは明治前半期の千総などにも見られる。

しかし三井家伝来小袖服飾類にあっては、小下絵のみでなく原寸大下絵も円山派の絵師に描かせていることからすれば、そこには呉服下絵職人が日常的に携わっている小袖とは異なる価値観が求められていたことは明らかであり、これらが特別な高級なブランド品として位置づけられていたことは間違いないであろう。

5. 納品

5.1 武家女性の呉服の納品前後の過程

呉服商傘下の多くの職人の手を経て注文された呉服が完成したのちは、個々の呉服について、それぞれの個体（注文品）を識別できるように仕様の概要を記すとともに、その呉服を制作するために要した費用の明細と、これに呉服商としての取り分（利益）を加えた商品代金などを記した会計台帳（台帳6）が制作されたと推測される。こうした経緯については、拙稿「江戸時代呉服関係文書関係の研究 - 呉服注文において呉服屋・顧客間で交わされる文書の役割 -」（『MUSEUM』東京国立博物館、2011年）の当該箇所を引用しながら記す。

「小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究」で「呉服注文覚」と呼ばれている資料「注文覚 辰七月」は、

上

一 式百四十八匁 御帷子 一反
御ちくろ長たかの羽ひわかのこ
き、やうにはしへ金糸たかのは白ニ
しわけくろへに上もんニ半きく
あかへにかのこあさきかのこ小きく
白ニしわけ金糸紫いと
百四十二匁 染縫
七十五匁 地
メ式百十七匁

上

一 二四八匁 御帷子 一反
御地黒 長 鷹の 羽 鶴鹿の子 桔梗に
は薬 金糸
鷹の羽白に 仕分け 黒紅 上紋に半菊
赤紅鹿の子 浅葱鹿の子
小菊 白に仕分け 金糸 紫糸
一四二匁 染縫
七五匁 地
メ二一七匁

のような表記形式をとり、最初に完成品の代金と呉服の種別・員数を記したのち、仕様の概要を記述し、続いて職人に支払った工賃の明細とその合計を記載している。文頭に示されている価格は、工賃の総額に店としての取り分（利益）を加えたものである。

なお、このような会計台帳（台帳6）を清書する前に、その前段階として各注文品ごとにかかった生地代や染代、刺繍代などを調べ、書き上げる作業が必要となるが、前出、三井越後屋の越前松平家呉服注文関係資料の中の「御呉服物内積り帳」はそうしたものと考えられる。収録されている注文品は「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控」と一致するが、「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控」には見られなかった材料費や工賃を符牒で記すほか、個々の注文品の名称や模様の記述なども「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控」より簡略化されており、この文書の目的が経費を集約すること

にあったことがわかる(註 32)。なお、雁金屋文書の前出「注文覚 辰七月」も、文書に使用されている紙の質や記された書体から、会計台帳(台帳 6)ながら、副本(控)的なものであると考えられる。

会計台帳(台帳 6)ができ上がると、次に納品用台帳(納品書)(台帳 7)と、業務記録として保管される保存用の完成品台帳(台帳 8)が作られたと考えられる。その際、保存用の完成品台帳<台帳 8>については、複数の基本台帳(台帳 4)や会計台帳<台帳 6>からその年一年間の注文を転記して一冊に編集したり、同一顧客からの注文をまとめて一冊にしたりして、新に台帳を作り、そこに仕上がり日や納品日、代金などを記したと推測される。雁金屋呉服関係文書では、慶長 7 年(1602)の呉服注文を記した「御樂地之帳」が、前者に当たる。

一方、東福門院を中心とする呉服注文を記録した「萬御呉服繪之留帳」、「女院御所様御用御呉服諸色調上申付之御帳」は、呉服の仕様とともにでき上がり日と代金を記しており、後者に当たる。また越前松平家呉服注文関係資料では、「御召御婚礼御用御呉服物帳」、「御客前御次御婚礼御用御呉服物帳」が後者に当たる。これらの文書は、前出「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控」「御呉服物内積り帳」と記載されている呉服が一致すること、書体の上で崩しの度合いが低いこと、紙が厚くしっかりしていること、符牒が用いられていないこと、改印が押されていることなどから、保存用の完成品台帳(台帳 8)であると推測される。

一方、納品用台帳(納品書)(台帳 7)としては、越前松平家呉服注文関係資料では、「御呉服物渡目録」がそれに当たる。記載されている呉服は「七夕御帷子御雛形御注文写」と重なり、注文品の名称と内容、員数に続いて代金が記されている。表紙には「寶永六年丑六月吉日 御呉服物渡目録 本多武兵衛殿 橋本次郎兵衛殿 白崎矢右衛門殿 三井奥助」とあるが、

文書中 3 箇所、「合八端 代銀合式貫六百四拾目 右之通御渡申候以上 六月廿五日」のように、呉服(帷子)の員数と代金に続いて納品した日が「六月廿五日」「六月廿九日」「七月三日」と記されており、最後に「惣高合式拾端并御袷裏地三色 代銀合六貫八百目 右之通相違無御座候以上 丑七月五日 中西奥助」と記されている。

実際には、最初に「覚」と記されていることから、納品用台帳(納品書)<台帳 7>の店用控と考えられる。員数の右下に「御雛形八番」などと記されており、この番号は「七夕御帷子御雛形御注文写」においてそれぞれの注文品に付けられていた整理番号と一致するが、この部分のみ本文とは別筆であることから、後に書き加えられたのであろう。

これらの文書のほかに、越前松平家呉服注文関係資料には「松平兵部太輔様御用御呉服物御用帳」があるが、これは、「御召御婚礼御用御呉服物帳」「御客前御次御婚礼御用御呉服物帳」「御呉服物渡目録」に収録されている呉服をすべて収録しており、年記は見られないが、その表題に示すとおり、越前松平家の宝永六年における呉服注文を記した完成品台帳<台帳 8>であると考えられる。ただ、代金や呉服の名称などに訂正書きが見られるものがあり、「御召御婚礼御用御呉服物帳」などには訂正後の金額や名称が記されていることから、「松平兵部太輔様御用御呉服物御用帳」の方が先に作られ、「御召御婚礼御用御呉服物帳」「御客前御次御婚礼御用御呉服物帳」は、納品用台帳(納品書)(台帳 7)である「御呉服物渡目録」などを作る際に、完成品台帳(台帳 8)として作られたと推測される。

完成品台帳(台帳 8)については、前述のように新たに制作されるもののほか、基本台帳(台帳 4)に代金や呉服の完成日、納品日、あるいは注文を受けた日などを書き加えて、これを保管することもあったと推測される。また、これとほぼ同様のことが制作用台帳(台帳 5)に対

して行なわれることもあったであろう。「御画帳」には、代金は記されていないが完成日が追記されており、後者の事例に当たると考えられ

る。

なお、雁金屋呉服関係文書中の「御染地之帳」には、

(6 オ)

一、御地こひちやちらしにむめはな五つ
六つ、 道柏もちて参上申候

(6 ウ)

よとさま 大さか御しろにてうけ取
一、上御地もへきなわめすち七所二うわもん
なし

卯月十九日

(2 一ウ)

六月四日

一、下御地こひちやにくきぬきあいあい
御使物 にかのこ十五なと入てくきぬき
ひわあさきあいあいしろく

八月廿九日上申候 与兵へ

のように、注文された呉服の内容に加えて、仕上がり日や担当者、納品に関わる記述が見られ、本文書は基本的には完成品台帳<台帳 8>に分類されると考えられるが、紙質や筆跡から、保存用の清書台帳を作る前段階の納品作業用の仮の完成品台帳である可能性が高い。越前松平家関係資料では、前出「松平兵部太輔様御用御呉服物御用帳」に近い性格を持つものといえよう。基本台帳(台帳 4)などをもとに、あらかじめ注文され制作にあたっている品を記してお

き、個々の注文品が仕上がるとその日を記入するとともに、注文を受けた日も記して納品に備えたのであろう。また納品の担当者や納品に関する手はずが決まったり、納品が終わったりすると、さらにそれについての事項を書き加えたものと推測される。

「尾形宗謙呉服詠物帳」と仮名されている正保三年の「わたくし御あつらへ物」も、雁金屋関係者の呉服注文を記録した文書で(傍線は筆者)、

(一オ)

正保三年 ゑもんノすけさま御あつらへ三たん御ちまいり候
三月 おわりノ

一、廿二匁五分 かたひらちしろなわすたれたけひわかのこ
こんかのこなわうこん二引ゑ

一、十五匁五分 子たちかたひらちうこんほうつきノゑた
こんしろはすちもほうつきもふちはく

一、十四匁 子たちかたひらちかのこへニしやうきノこま
ちらしうこん白あしすミゑそうそうニ
せきちく金はくそうふちはく
合五十二匁ちうもんしんし候
十二月ニかねうけ取申候

などとあるように、注文品の仕様とともに、注文主の名や生地が到着した日、制作費用の明細と呉服の代金、代金受け取りの有無などを記している。これは、基本台帳（台帳 4）と会計台帳（台帳 6）の中間的性格の台帳といえ、また納品作業用の仮の完成品台帳である「御染地之帳」と類似した部分も含んでいる。

そして代金の受け渡しに関しては、請求書を

兼ねていたと考えられる納品用台帳（納品書）（台帳 7）をもとに、発注者から支払いが行われ、これに対応して呉服屋から発注者に、雁金屋関係文書に含まれている「雁金屋受取書控（慶長十六年）」のような領収書が送られたと考えられる。

雁金屋から江戸城大奥に宛てたと推測されるこの文書中、

慶長九年たつのとしから
同十四年とりのとしまて
御そめ物之御かねうけとりみなみな
あいすミ申候
七月十一日 かりかねや
かきはん
きやう部さままいる

とあるものは、総額を示してはいないが、すべての支払いが終了したことを示す領収書である。一方、

慶長十五年いぬのとしのふくの
御そめ物之代七貫六百八十め
右之内へうけとり申ふん
一九百九十六匁 たし申きかねにて二まい はん四郎さまより

一壱貫五百め はん四郎さまより

一へにのはな 六十一斤 廿五匁
右之ふん御さし引なされ候て
くたされ候へく候
かりかねや
七月十一日 かきはん
ゑとさま

きやう部さままいる

とあるものは(傍線は筆者)、一部支払いが済んだ分を示したのち、残り分を請求している文書と考えられるが、「このふん二つかきてすみ申し候とめ也」という文書が同梱されていることから、後日不足分の支払いを受けて、請求総額の受け取りが完了したことがわかる。

一方、発注者側から呉服屋へは、同じく雁金屋関係文書に多く見られるような「支払書」(表1)が出されることもあったと推測される。江戸城大奥から雁金屋に宛てられた文書の写しと考えられる「徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書(慶長17年)」には、

慶長十五年いぬのとしのかりかねや御かけ

引残て 四貫九十式匁壹分

此内御まけふんハ 壹貫九十式匁目

わたしふんハ 合三貫目

此ふん小はんにしてハ 壹両二つき六十八匁四分

四十三両と銀子五十八匁目八分

これにていの年(ママ)ふんハすミ申也

慶長十六年の年ふんかりかねや御かけ

八貫九十目

此内御まけニハ

壹貫九十目

引残てわたしふん

合七貫目也

但此代

壹両二つきて六十八匁

小はん四十両

此分にわたし候へハ壹枚七匁おほく候

銀子百まい

此わたしかた

いぬの年ふんいの年ふん二年ふんすミ申也

あとさまより

慶長十七年子ノ十月廿七日(印)

きやう

かりかねや

まいる

御はんニツあり

のように、「雁金屋受取書控(慶長16年)」の冒頭に記されているのと同じ金額(代金)が記されていることから(傍線部分)、これらは、前出「慶長十五年いぬのとしのふくの御そめ物之代 七貫六百八十匁」についての、一部支払いに対する領収書と、残金に対する請求書を兼ねた前出の「雁金屋受取書控(慶長16年)」に

対応する文書であることがわかる。

5.2 町人女性・武家男性・町人男性への納品

納品についての具体的過程は、武家女性のそれに関する資料しか現存しておらず、町人女性や男性のそれについては明らかにすることはできなかった。

しかし上記で紹介した武家女性の呉服の納品過程に較べれば、町人女性のそれは、ほぼ同様の過程を経ながらも、武家女性ほどは複雑なものではなかったと想像される。また武家男性の呉服については、注文同様、用人を介して行われ、これも武家女性に準じるものであったと考えられる。町人男性のそれは、町人女性のそれに準じるものであったと推測される。

5. 結びにかえて

呉服の発注から制作を経て納品されるまでの過程を、現存する呉服注文に関連する文献資料を通じて考察してきた。呉服注文に関わる資料は、現存しながらその存在が明らかになっていないものや、分析が十分に行われていないものもあることから、さらなる調査と研究の必要があると考えられる。

本稿は、2013 年年度より 2015 年度にかけて行った科学研究費補助金（基盤研究 C）による研究「近世呉服注文・制作に関する研究」によって得られた研究成果を紹介するものである。今後も継続すべき研究であるが、ひとまずその成果を示し、この 3 年間の研究に対しご協力を頂いた方々に対し、感謝の意を表したいと思う。

註 1 現代の辞書類においては、「太物」を麻・木綿などの織物、とするのが一般的であるが、江戸時代の文献における記述例や当時の商品売買の実態からすると、当時主に「太物」として認識されていたものは、木綿布のほか藤布や葛布、大麻布とこれらで仕立てた衣服であり、上布で仕立てた帷子は「呉服商」で取り扱われていた。

註 2 広義の「小袖」。これまで使用してきた「小袖」という言葉は、現在の「着物」に連なるいくつかの共通性をもった衣服

の総称である。具体的には、肩山を跨いで体の前後に連なる身頃と袖を持ち、さらに前身に襟と裾を加えた盤領式の衣服をいう。近世においては、庶民の労働着を別にすれば、一般に、袂のある袖を持ち、裏なし、裏付き、あるいは綿入れいづれかの状態に仕立てる。これが広義の「小袖」である。

ただし、そのうち、薄綿を入れた絹もので、振りのないものを特に「小袖」と呼ぶことも多く、これが狭義の「小袖」である。また、袖に振りを付けた薄綿入りの絹ものは「振袖」と呼ばれる。さらに、狭義の「小袖」や「振袖」と同じ構造、仕立てながら、それらの上に打ち重ねて着るものは、「打掛」と呼ばれる。これら三者は夏以外の時期に着られるもので、夏場には、麻のひとえものである「帷子」、絹のひとえものである「単衣」（両者とも、振りのあるものとないものがある）を着用し、夏と前後の季節との境の時期には「袷」が着られた。

以後、特に断らない場合には広義の「小袖」、振袖・打掛・帷子・単衣などとともに記されている場合には、狭義の「小袖」を指すと理解されたい。

註 3 明治 36 年（1903）10 月に三井家の修史事業のために日本橋駿河町の三井本館内に三井家編纂室が設立された。三井家編纂室は大正 7 年（1918）に荏原郡戸越（現在の品川区豊町）に移転して、三井文庫と名称を変えた。昭和 40 年（1965）5 月には、現在地、中野区上高田 5 丁目において財団法人三井文庫が設立され、三井家の事業に関わる様々な資料を保管するとともに、研究に供すため公開している。

註 4 松平吉邦と梅君との婚礼衣裳に関しては、林智子「近世の武家の婚礼衣裳について - 三井文庫所蔵史料を中心に

—」『共立女子大学家政学部紀要』第53号（平成19年・共立女子大学）に詳しい。

註5 「御呉服物御渡目録」（宝永六年丑七月五日）は、その表題から、松平家に対する納品の準備のために制作された台帳に当たるものと考えられるが、本資料との記載されている呉服の内容の違いや記載方法の違いから、出来上がった呉服を納品する前段階で制作されたと推測される。

註6 山辺知行・上野佐江子「小袖模様雛形本集成」（2）「解題」（昭和49年・学習研究社）参照。

註7 山根有三「小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究」（昭和37年・中央公論社）に収録されている。

註8 河上繁樹「雁金屋の『御用雛形帳』について」『特別展覧会 花洛のモード』（平成11年・京都国立博物館）所載。本資料に関しては、表表紙に「御用雛形帳」、内表紙に「萬御呉服繪之留帳」と墨書されており、いずれが当初の名称、あるいはそれに近いものであるかはなお検討を要するが、本稿ではとりあえず内表紙の名称を用いている。

註9 「小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究」では、前述のような名称で呼ばれているが、ここでは表紙に墨書された名称を用いる。同書所収の他の資料についても同じ。

ほとんどが東福門院のための呉服注文ではあるものの、「女院御所様御めし」の他に「千世姫君様江被進候」「石君様江被進候」「女五宮様江被進候」など、他の人物への贈答用の呉服も記されている。

註10 「表」が、男性が仕事を行う公的な場であるのに対し、「奥」は女性が日常暮らす場であり、男性が私的な生活を送る場である。

註11 現代の辞書などでは、その名を「ごとうぬいとのすけ」と読んでおり、「すけ」の表記として、「丞」のほかに「助」「介」が用いられているが、「呉服師由緒書」では「丞」と「允」の二つの表記が見られる。

註12 後藤家四代目益勝が縫殿助を名乗ったのが、寛永4年（1627年）であることから、この注文書もそれ以降に記されたと考えられるが、

元和三年練御小袖被仰付候付、伏見於御城、白糸十七丸奉請取縫立共出来、奉指上候、崇源院様、天樹院様、大姫様、高同様御召并御道呉服共、私方より指上申候、（中略）東福門院様ご誕生の節は不及申、元和七年御入内の節、御式正御呉服御用相勤、并従京都江戸表にて御方々様江被為進物、并御女中方御留守居方江被下御時服其外共、都而私方江被仰付奉寵臣候、

とあることから、後藤家はこの時期、本格的に幕府の呉服御用を始めたばかりであり、先行する雁金屋に自ら着用する呉服を注文することもあったと推測される。

註13 これらのほか、着用予定者の体格に合わせた身丈や衿などの寸法も呉服商に伝えられた。

註14 なお、包紙裏書に「ゑほん ゑとさま」とあるが、ここでこの資料に「ゑほん」と記されているのは、この資料が、注文の具体的内容を記している点で、小袖の模様や地色、加飾技法などを記した前出「御画帳」に類似しているからであろう。御画帳は、小袖の模様図を描いているため、「ゑほん（絵本）」と呼ばれるべき特徴を持っていたといえる。

註15 伊藤敏子「荒川家文書にみる江戸前

期染織の新資料」『大和文華』第 44 号 (昭和 41 年・大和文華館) 参照。

- 註 16 伊藤敏子、前掲書では、同文書に含まれる長谷川次郎左衛門自身による覚に正保 3 年 (1646) 12 月 12 日の日付、次郎左衛門宛の 3 通の書簡にそれぞれ承応 3 年 (1654) 8 月 2 日・明暦 3 年 (1657) 4 月 15 日・万治元年 (1658) 12 月 18 日の日付が記されていることから、この人物が染屋を営んでいた時期が 17 世紀の中ごろであったこと、また注文主に武家が多いことや文書の内容から、次郎左衛門が十分に準じた扱いを受けていた可能性を指摘している。
- 註 17 「きのふはあをちやこもんと申候へとも あをちやはいやニ而候 こやさきこもんニそめ候て下され候 さくらというしを五つ六つほとつけ よしなるほとてきわよく いそき、ゝ、そめ申下され候 又こんのうらハあさきニこい物ニそめ申候 二三中ニいてき候やうにあそばし候へく候 こんやまいる」や「きりかみにて申上候 其以来久く不申承候 左様ニ候へハ そめ物壺たん越申候間 御六ヶ敷御座候共 こんあさきかたさきに 何にても大きなちにて何にも 可然様ニ少やつこに御そめ可給候 以上 九月十三日 橋下村 藤七郎 久々利次郎左衛門様 まいる」などの文面が、そうした関係をうかがわせる。
- 註 18 付箋などの内容などから、後者は嘉永 5 年から文久 2 年の約 10 年間の記録の一部ではないかと推測されている。水上嘉代子「田安德川家伝来肉筆衣装雛形に関する一考察」『MUSEUM』第 628 号 (2010 年 10 月・東京国立博物館)
- 註 19 尾張徳川家にも同様の資料が伝来しており、これは徳川家から呉服商松坂屋に発注した呉服に関わるもので、呉服注文の過程で両者の間で使用されたものが、納品後尾張徳川家に献呈されたものと推測される。
- 註 20 西中村暁子「越後屋呉服店注文帳にみる武家女性の装い」『服飾美学』第 57 号 (2016 年 3 月・服飾美学会)、p. 8。
- 註 21 前出、長谷川次郎左衛門宛の書状の中には、顧客が仮の仕様書を見た上で、更に希望を伝えている事例が見られる。例えば、「此からくさいかにもきに入申候 ふとみハ五分ほとニ ひたりのかたさきより みきの下まへまで 御むつかしく候とも ねんの被入御いそき候て 御そめ可給候」とあるのは、そうした一例である。
- 註 22 『小西家旧蔵光琳関係資料の研究』では、「若君呉服注文雛形及寸法控」と呼ばれている。
- 註 23 遊郭通いの男の衣服について詳しく描写する井原西鶴の文学作品や、同じく遊郭を舞台とする黄表紙などの文学作品には、町人男性の羽織や小袖に様々な流行が描写されているが、それでもなお女性の服飾に比べて大きな様式変遷は見られない。
- 註 24 現在確認されている最初の小袖雛形本、寛文 6 年 (1666) の『御ひいなかた』が刊行される以前には、万治 3 年 (1660) 刊『女諸礼集』など婦女子むけの教育書が刊行されており、その中には、襟を描いて衣桁に掛けた小袖を描き、周囲に小袖の地色や模様についての説明を記すものがあるが、収載されている模様図はわずか 10 数葉であり、用途はこれとかなり異なるものと言わざるをえない。
- 註 25 こういった模様表示方法及びキャプションの配置は、基本的な形式として後々の小袖雛形本にまで継承されることになるが、その過程においてはまたいくつかの変形をも生み出した。例えば、延宝・天和頃に刊行されたと

考えられる『御雛形万女集』では、背景とともに小袖を着た女性を描き、小袖の模様や地色・施工法についての説明を上欄に記す。その理由は同書の序文によれば、「此人々に仰て御小袖の模様をさゝやかなる絵図にうつさせ、雛形と名付けられしより世にあまねくひろまれり、雖然と或はとしころによりしなかたちにより染出して後似合ざる事多し、さるによつてようほうを絵図にうつして万女集と名付侍る」というものである。

同様の模様表示形式は貞享4年(1678)の『女用訓蒙図彙』にも見られ、巻三では各頁に着装の婦人図を描いて、余白に模様の説明を添える。このほか元禄ごろの出版とされる『小袖の姿見』や元禄4年(1691)の『としの花』もこの系統をひくものである。

これらの小袖雛形本は、現在のファッション雑誌に近い性格を強く持ち、雛形図を呉服注文の拠り所とするというよりは、これをながめて楽しむという傾向が強かったものと思われる。家庭雑誌の性格をもつ節用集から、分離独立して出版されるようになった小袖雛形本の読者が次第に増え、その出版が大きな利益をもたらすようになると、出版業者は読者数の拡大を図って、ビジュアル面の多様化につとめたということであろう。

註26 貞享5年(1688)に刊行された『友禅ひいなかた』は、当時流行の「友禅模様」を集めた小袖雛形本であるが、その序文には、「友禅流」の模様を表すのにふさわしい加飾技法として糊置き・色挿しの技法が紹介されている。それは当時まだ「友禅染」とは呼ばれていないが、詳しく記されたその内容は、まさしく現在われわれが「友禅染」と呼んでいるものに近い。

註27 東京芸術大学蔵『染雛形』。

註28 ここで「小もん」と呼ばれているものは、小柄で幾何学的な模様を表わし、「中小紋」と呼ばれているものは、植物や鳥、扇などを比較的大柄に表わしているが、それらはそれぞれ、現在、「小紋」「中形」と呼んでいるものに近く、当初は模様の大きさからこのように呼ばれたものが、後に分類概念がさらに厳密化した結果、明治時代以降、模様が特に小さく絹地に施されるものを「小紋」、模様が「小紋」よりも大きく、木綿地に施されるものを「中形」と呼ぶようになった。

註29 江戸時代の中期から後期にかけては、型紙染の中でも小柄なものは、男性の袴や小袖のほか、羽織や下着などにも使用された。喜田川守貞の『守貞漫稿』(嘉永6年<1853>刊)には、京、大坂、江戸ともに、男子の袴には必ず「小紋」を用いるほか、単衣羽織や袷羽織にも、縞とともに「小紋」を用いると記されている。

註30 ただし、一口に町人といっても富裕な人々とそうでない人々がおり、「いき」の美意識やそれを反映した型紙染は、主に中流以下の町人に支えられていたと考えられる。

江戸時代後期には、富裕化した町人女性には中流以下の町人女性とは異なる小袖様式を求めて、生地や技法の選択を行うに至った。それは方向性としては武家女性のそれに近づこうとするものであり、生地は繪子、加飾技法は刺繍や鹿の子絞りといった立体感を伴うものが選択された。型紙染はこうした価値観とは180度異なる方向性を指向するものであり、「いき」の美意識も型紙染も実際には中流以下の町人女性によって愛され、支えられていたのである。

註31 小紋染が麻や絹の生地に施され、主

に武家男性や町人の男女の衣服に多く用いられたのに対し、中形染は主に庶民の服飾の主要な加飾技法として、多く木綿地に施された。浴衣の加飾の主流をなしてきた染であるため、別名「浴衣染」ともいわれるが、浴衣だけでなく通常の小袖にも用いられた。

註 32 「御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候

御控」にも、経費の集計額あるいは呉服代金と思われる金額が符牒で呉服名の右に記されているが、本資料が注文主である松平家に提出された仕様書の控であることからすると、これらの金額は、「御呉服物内積り帳」などを参考に、呉服完成後に書き加えられたものと推測される。